

# 令和4年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年6月8日

招集年月日	令和4年6月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和4年6月3日午前10時00分			議 長	中本 正廣
	閉 会				議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	6 番	大 江 厚 子		7 番	影 井 伊久美	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年6月8日

	一般質問
--	------

令和4年第3回定例会  
(令和4年6月8日)  
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。今回から、御承知のように質問の仕方がちょっと変わっておりますので、その点をよろしく願いいたします。通告順に従って順次発言を許します。6番、大江厚子議員。

大江厚子議員につきましては、一問一答方式で行いますのでよろしくお願いいたします。

○大江厚子議員

おはようございます。大江厚子です。どうぞ今日もよろしくお願いいたします。私は、今回は、3項目にわたって質問いたします。水道事業について、そして黒い雨被爆者健康手帳申請について、そして3番目が小規模農家の現状と支援についてです。早速質問に入りたいと思います。

まず、第1項目目の水道事業の県広域連携についてです。結論はもう既に出されていますが、この件については、時間をかけて丁寧に検討されてきました。その意味で総括も大変大切だと思いますので、今日は総括の意味と、それから今後の水道事業の施策につながるような質問になればと思っています。よろしくお願いいたします。ではまず第1項目目の中身。四つにわたって質問いたします。一つは、広域連携について。どのような判断をされたのか。二つ目、本町水道事業の課題である、人口減による給水収益の減少、施設老朽化に伴う更新費用、水道事業専門職の不足についての解決策をどう考えているか、三つ目、広島県水道用水供給事業は、県水道事業の約半分を株式会社水みらいが受託しています。県水道広域連合企業団における、この会社の位置づけはどのように考えられていましたか。四つ目、今後水道事業の運営と、太田川上流域に位置する本町の役割に対する、その基本理念について伺います。まず、最初、広域連携について、どのような判断をされましたか、その結論と理由について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まず水道事業の広域連携の関係でお話を、御質問いただきました。どのような判断をしたのか、またその理由ということでございます。昨日もお話をさせていただきましたが、改めて、今、県主導で進めていただいております、水道事業の広域連携について、特に、予定ではですね、令和5年4月から、企業団が事業を開始するという予定でございましたが、それについてはですね、参加について見送ることとさせていただいたところでございます。理由についてでございます。最大の理由は、昨日もこれ申し上げました、本町にとっての、この水の位置づけと申しますか、それを考えたときに、水道事業、経営とい

うのは大変厳しい状況ではございますが、一方で水というのは本町にとって財産であると。そのことを考えたときに、やはり厳しい事業であっても、町自身が水道事業を担いながら、提供させていただく必要があるのではないかと、思うに至ったところでございます。水道事業というのがですね、例えば、蛇口をひねれば、安心の水が出てくる、それだけのサービスというふうに位置づけてしまうとですね、それもある意味、同じ品質であれば、安ければそれでよいということなのかもしれませんが、本町においてはですね、蛇口をひねったら水が出るだけではなく、おそらく多くの人にとってはその水というのが、我々の周りにある森林から出てきていて、その森林をきれいにしていくということそのものも、実は水を提供することにつながっている、あるいはその自然と一緒に生活してる我々だからこそですね、単に蛇口をひねるだけの価値ではない、もっと重要な意味、あるいは、それがそもそもそういう水を我々自身が地域で共に守っているからこそ、下流域の皆さんの命を支えているんだというそういう言わば水源域にいる我々としてのですね、もっと重要な意味が、意味合いがあるんじゃないかと。そういったことに思いを至らせていただく結果ですね、今のこの状況で、やはり水道事業というのは、町として手放すべきではないという判断に至ったところでございます。ただ、その大前提としては、そうは言いながらも、この広域連携によって、特に町民の皆さんにですね、今申し上げたような意味以上のメリットがあるのであれば、やはり、考えるべきではなかったかなと思っております。その意味で、諸々、いわゆる広域連携に参加をさせていただくメリット、デメリットを考えさせていただいたときに、いわゆるメリット、一番直接的なメリットというのは、水道料金を下げていく、あるいはコストを下げるということだったと思います。これについては県全体ではですね、約1000億円程度、40年間でですね、コストを圧縮するという効果が出ております。その意味では県全体では、この広域連携というのは意味があると思っておりますが、実際には、本町に限って申し上げますと、40年間で約4億円という状況でございました。4億円でも、コスト圧縮されるんですが、例えば、この事業によって場合によっては本町の職員かえって増やさなければならぬ事態も想定されると。40年で4億円でございますので、年間で平均すると1000万。職員1人増やすともうそれだけで、今のコスト圧縮の効果も、なくなってしまうような、そういう状況でもございましたので、その意味においては、改めて、全般的な状況を考えてときに、本町として水を財産と捉えたまちづくりにつながるということも含めて、今回の参加については、見送ることとさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、私も、町長が今言われました、私たちの大切な水を意識的に財産と捉えるっていう、考え方本当に賛同いたします。今回広域連携に入らないという決断の、賛同の理由の一つに、本町は、町独自で水源と水道水の供給システムを有しています。これは水道事業にとって大きな、それこそ、そういう意味でも大きな財産だと思います。これを自ら単独事業とすることで、自らの手で守ることができるという、そういう大きな価値がね、あるというふうに思います。また、住民の意思をね、尊重されたというふうに思っています。5月末に行われました説明会で、参加者は一様に、町長の判断に安堵されていたというふうに私は受け止めました。それから、そういう姿勢がね、やはり今後の町政にとって大切なことだというふうに思っています。そして、そのときも私は発言しましたが、大規模風力発電計画での町有林の貸与をね、企業に認めないという決断と、そしてこの度の企業団への参画はしないという判断は、これ私の捉えですけども、町長が何よりも住民の命と健康、暮らしを守り、そしてこの豊かな自然をね、大切に作る、

そういう政治姿勢のあらわれであり、というふうに捉えています。その政治理念を支持したいと思っています。次に、本町水道事業の課題である、そうは言っても課題は残っていると思います、その課題である人口減少による給水収益の減少、それから施設老朽化に伴う更新費用、そして、水道事業部門における専門職の不足について、どのように、解決の道をね、探っておられますか、いっぺんに、3課題、まとめてお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続けて、課題についてもお話をいただきました。御指摘のように理念としては申し上げたとおりではございますが、その理念は理念として、やはり町民の皆さんにとってどういうメリットがあるか、そしてデメリットがあるかというのは、しっかりと判断をしなければならないと。その中でも、やっぱりデメリットと申しますか、町単独で残された課題をどう解決するのかというのはやはり大きな問題だと思っております。まず経営の面でございますけれども、給水収益の減少、それから施設老朽化の更新費用の増大というのはですね、これはもともと、統合に参加をしようとするまいが、広域化に参加しようとするまいが、解決をしなければならない問題ですが、町単独となるとなると、町独自で努力をしていく必要があると思っております。コストの削減、それから更新費用の見直し、やはりこれは町として、引き続き続けていく必要があるかと思っております。その意味で昨年度、水道事業ビジョンの策定をさせていただいて、改めて町内全体の管路の更新の見直しもさせていただきました。ただ正直申し上げますと、管路の更新の水道事業の見直しの中ではですね、むしろ、今までの管路の更新計画をさらに、管路の更新そのものを進めていく、推し進めていかなければならない要素がたくさんあるのではないかなというふうに感じておりまして、その意味では、やらなければならないことであると思っておりますが、コスト削減というのは現段階ではなかなか難しいと、むしろ増える要素のほう多いと思っております。そういった取組もさせていただきますし、あるいは、昨日ちょっと話をしましたけれども、町内の水道ネットワークそのものの見直しというの、進めていく必要があると。水道の管路をつなげて全てのネットワークをつなげるというよりは、むしろ場合によっては部分的に独立をさせていただいて、独自の水源、あるいは井戸や、谷水を使うといったことも、今後考えていく必要があろうかと思っております。ただこれもですね、井戸もそんな簡単に、あるいは安く上がるものではないということもある程度わかっておりますので、そういった意味での比較考量というのはやっぱり、これからも引き続き進めていく必要があろうかと思っております。また専門職の不足についてはですね、昨日も少しお話をさせていただきましたけれども、広域都市圏の構想で、今他市町との連携を強めておられる広島市さんのほうにもお願いをさせていただきながら、技術系職員の応援をお願いをさせていただいているところでございます。また、この技術系職員についてはですね、町外からそういった支援もお願いをするんですが、町内でも、その技術系の職員さん来ていただいたことを踏まえた上でですね、その方々にも指導してもらいながら、町内の人材もやはり育成をしていく必要があろうかと思っております。これまで以上にですね、大きな努力が必要になっていくと思っております。いろんな場面で、知恵もいただきながら、様々な課題について、取組をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

声を上げてください。大江議員。

○大江厚子議員

はい。覚悟を決めて取り組んでいくという姿勢を感じました。一つには、水道の利用料の値上げっていうのはどうしても避けて通れないものがあるというふうに思っています。説明会でも、その辺の心配とか、上げないと、いろいろ整備出来ないんじゃないかという意味での心配もね、されていたと思うんですが、やはりその中で、上げるについてのちゃんとした説明というか、データというか、わかりやすいものを示してほしいということもあると思うんですね。その辺を、利用の値上げは待ったなしとは思いますが、その辺をわかりやすく、でも正確に、資料を付けて、説明をした上での利用料値上げということをするべきと考えます。それから、水はどうしても私たちの生活に欠かすことの出来ない、一時たりとも欠かすことの出来ないものです。その意味で、低所得者に対する配慮というのはやはり、値上げとともにね、やっていくべきことだというふうに考えています。それからその説明会の参加者の中からも、管路をね、どういうふうに更新していくかっていう心配を何人かされていましたが、水ビジョン、水道ビジョンを立てられましたということですが、大きく、町の水道事業を大きくデザイン設計することについて、やはり皆さんこう、見通しが欲しいというふうに思っておられるんですね。だから、今回はこの地域を少しとかいう、それでもいいんだから見通しを立てて説明してほしいというのがありました。何に対しても見通しというのは、希望にもつながることですので、そういうことをやっていくべきというふうに思っています。それから、専門職については、広島市からの派遣をお願いするというので、とても大切なことだと思っていますが、今町長言われましたように、いつまでも将来にわたってその派遣が続くかどうかというのは不確定なものですから、やはり派遣がある間に、この町の技術職を育てていくっていう、今の職員に技術を習得するっていうことはもちろんのこと、これからの新しい人に、例えば就学資金みたいなものも通じてね、そういう技術系職員を育てていくという姿勢を見せていけたら、いくことが大切ではないかというふうに思っています。その辺はどうでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

御指摘のとおりだと思っております。実はこれも、何度かお話をさせていただきましたが、この水道事業に限らずですね、本町技術系の職員を、ここ当面、実は確保出来てない状況でございます。これは、本町に限らず、多くの市町、特にちっちゃい町というのはですね、同じ悩みを抱えております。そういう中でも仕事はしていかなきゃならないものですから、水道事業にかかわらず、建設課が所管するものも含めて、あるいは施設管理をしているところもですね、実はそういった能力が必要とされてるところもありますので、合わせてトータルで、やはり職員の育成というか、いうことは考えていく必要があると。ちなみにこれもお話をしましたが、特にそういった技術系職員、育てたとしても、人数が少ないとですね、回っていくポストもやっぱり限られてくると。どうしても同じポストに長く残るといのは、人事管理上やはり問題があるとは思っております。そこもまた新たな課題といいますかですね、考えていく必要がありますし、せっかく逆に、何年かかけて育てた職員が、そうはいつでも5年、10年はやっぱ長いんですね、そうするとどっか移ると。そうするとまた新しく一から育てなきゃいけないということで、本当、難しい課題だと思っております。今ここで明確に、じゃあこうすればいいというのがないんですが、ちょっとどう、そこも含めて、どういう育成を考えればいいのかということは、これから少し時間をかけながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。次に、これは参画しないという判断はあるにしろという意味で、答弁していただければと思いますが、3番目、次に、県の水道用水供給事業で、広島県西部地域水道用水事業と沼田水道用水道事業は、さっきも言いましたように、株式会社水みらいが指定管理により受託しています。この株式会社水みらいは、株式会社水 i n g 62%、広島県企業局 35%、広島市上下水道局 33、あ、ごめんなさい、3%を出資している会社です。この広域連合企業団における、この会社の位置づけは、どのように考えられていましたか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、失礼いたします。水みらい、水みらい事業の位置づけでございますが、こちらのほう先ほど議員さんおっしゃられましたように、広島県と水 i n g 株式会社のほうで水道事業の新たな運営体制の一翼を担うため、株式会社水みらい広島を、平成 24 年 10 月 1 日に設立し、事務所を開設しております。設立の趣旨でございますが、公と民がそれぞれの得意分野を生かすことによって、安心、安全、良質な水の安定供給を基本に、県営水道事業の運営基盤強化、市町水道事業の管理の一元化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献し、広く水道事業の一翼を担うとともに、新たな収益源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与することを目的とされて設立されております。現在ですね、広島県と広島市と呉市のほうですけど、平成 25 年から、広島西部地域水道用水供給水道の管理業務、平成 27 年度から、沼田川工業用水水道及び沼田川水道用水供給水道の指定管理を受けておられます。次年度発足いたします企業団における位置づけにつきましてです。現在のところ、確定している事業はございません。ですが、今後、広域化を進めるにあたってですね、企業団の中では、関係も位置づけられてくると、とありますけど今のところは、位置づけはございません。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。今んところ確定してる事業はないということですが、しかし、株式会社水みらいが参画していくとはもう、当然予想されることだと思うんですね。で、安芸太田町は、これに参加はしませんが、しかし、1 昨日から出ています P P P 公民連携は、これまでの公的事业を根底から見直すというか在り方が根底から変わる運営形態だと思うんですね。こうした手法が予想されるのなら、やはりこの企業団参画、広域連合を組織していくという中で、住民に対してもやはり、こういうことが予想されるということは、あらかじめ説明すべきだというふうに思っています。今回は、もう参画しませんからいいですけど、今後いろんな場面でそういうことが出てくると思っていますので、町はそういうことを予想しながらね、やはり住民に説明していくべきというふうに思っています。これは、やはり、ささいなことではないというふうに捉えています。最後に、水は、まさに私たちの命に直結して、全ての人にとって命綱です。太田川流域に位置する、太田川上流域に位置する本町の役割は本当に、先ほど町長も言われましたように大きいものがあります。例えば、広島市の水道局のホームページには、「水道水の広島市の水道水がおいしい理由は、広島市の水道水はそのほとんどが、太田川の水です。太田川は西中国山地国定公園の冠山に源を発し、103 キロメートルの長い旅を経て、瀬戸内海にたどり着きます。花崗岩の岩肌に磨かれた太田川の水は、都市化の進んだ中流域においてもその水質が良好です。広島市の水道を 120 年にわたり支えてきた、母なる川、太田川

は、流域の豊かな森に生まれ、今日も良好な水質を保っています。」というふうにあります。そして、太田川は、広島県廿日市の冠山を源流とし、柴木川、筒賀川、滝山川、水内川を合流と合流していますというふうにあります。再度、町長に、本町の水道事業に対するもの、対する理念と、それから先ほど言いました、太田川上流域に位置する安芸太田町としての責任について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてですね、今回の水道の広域連携に参画をしないという判断をさせていただいたわけですが、昨日も御指摘あったとおり、大変あの、町として大きな決断だと思っております。もちろん町民の皆さんのサービスの観点からも、もちろん判断をさせていただいていたんですが、もう一つ本件は、やっぱり、基礎自治体としての本町の在り方そのものも大きな意味合いがあったと思っております。それこそ、諸先輩方が、これまで努力を重ねてこられて、小さな町ではあるけれども、基礎自治体としてやっぱり残っていかなくちゃいけないと。自分たちのことは自分たちで決める、地域のことは地域で決めるんだという思いのもとですね、それこそ、行政サービスの観点から言えば、ある意味、町民の皆さん、負担を強いるところあるかもしれないけれども、それでも、住民自治の理念というのが大事だという思いで、こうして基礎自治体として、小さいといえども、独立独歩で頑張ってきたんだと思っております。そういう、基礎自治体をあずかせていただく立場としても、やはり、苦しいとはいえ、町民の皆さんに提供できることはしっかり自分たちで提供させていただく、あるいはそのことによって、自分たちで決めることをしっかり担保させていただくということが、私としてはですね、もう一つ大きな判断でもありまして、そこはやっぱり県内で最小の自治体であってもですね、引き続き頑張っていきたいなということを思っているところでございます。その上で、この広域連携というのはそうは言ってもですね、この判断をさせていただいたということは、単に単独事業を継続するだけでは意味がなくてですね、今御指摘のあったような、上流、下流の関係を考えると、あるいは本町としての水を財産としたまちづくりを進めていかないと、この判断も意味がないものだと思っておりますので、その意味で、今後、単に、安心安全に水を供給するというだけではなくてですね、加えてプラスアルファ、まちづくり、まちづくりのほうにも、取り組んでいく必要があると思っております。その上でお触れいただいたように、上流と下流の関係で言うとやはり今後は、流域の皆さんにですね、是非この太田川流域の水源の涵養についても、あるいは太田川流域の自然環境そのものを保護するということについては、是非関心を持っていただきたいと思っておりますし、関与していただきたいなというふうに思っております。そういった部分についても、これからそれこそ本町リーダーシップを発揮させていただきながら、関係者、集まっていただいて議論をさせていただいて、具体的な取組を進めていく。そういう取組は、これから、させていただく必要がありますし、その中で、本町で生活をされる皆さん、あるいはこれから将来を担う子どもたちも、本町の役割の重要性を感じていただくことによってですね、本町に誇りを持っていただく、そういう流れにもなるのではないかなと、思っております、いろんなことが考えられると思います。是非それ昨日の話もありました議会のほうにも是非御指導いただきながらですね、大変大きな判断をさせていただいたわけですので、共にこの安芸太田町を引き続き次世代に残せるように、お力をお貸しいただければなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。



○大江厚子議員

はい、よく分かりました。その上で、そういう諸々の理念、それから計画を、何を根拠にするかっていうのが必要だと思うんですね。特に行政は、法によって、条例によって動くところですので、やはり、「水道水源保全条例というようなものが、設置が必要ではないかと思っています。ある町では条例の目的を、水環境の保全と、命の源となる水源の保護を行うことにより、自然豊かな水環境と安全で良質な水を確保して、町民の生命及び健康を守るとともに、良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを。」としています。そういう目的を持って設置しています。具体的に、水道水源の保全のために、この前風力発電の開発のこともありました。開発の制限とか、施設を設置の制限ということがあります。行政において事業推進していく、あるいは何らかの制限をかけていくためには、やはりこうした法的根拠が必要だと思います。こういう条例制定について、一言だけで構いませんが、答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、重要な御示唆だと思っております。我々のほうもしっかり勉強させていただきながら、その上で、そういったものをつくるに当たってもですね、町民の皆さんといろんな場面で議論をさせていただいたり、シンポジウムをさせていただくことによって、水を共に考えていく場を、やっぱり、つくっていく必要があろうと思っております。そういったことも今後、いろいろ検討、企画させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。はい、条例の制定も大切ですが、その過程もね、やはり大切だと思いますので、そういうことを目標にやっていくべきと考えています。次に黒い雨被爆者、被爆者健康手帳申請認定について入ります。この事項については四つ質問を上げています。最新の被爆者健康手帳申請、認定数について。それから、2番目、認定をめぐって申請者からの問合せ状況。3番目、県の審査会の状況。4番目、国の新たな指針、認定指針についてどう考えるかです。まず1番、申請認定数、そして却下数について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。黒い雨の被爆者健康手帳の申請等について問いがございましたので、健康福祉課のほうからお答えをさせていただきます。広島原爆の黒い雨の被害者救済で、国が示しました新たな被爆者認定指針の運用が始まったのがこの4月1日。これまでの援護の網から漏れておられました黒い雨の体験者に、被爆者健康手帳の交付が開始されました。数につきましては、行政報告で一応お示しをしましたが、さらに少し、件数等変わりましたので、改めて報告のほうをさせていただきます。昨日、6月7日現在ですけれども、被爆者健康手帳の申請、本町におきましては251件、そのうち決定認定となりましたのが52件、却下のほうはございません。また、健康管理手当のほうでございますけれども、申請のほうは244件、決定された件数が30件、却下のほうは4件という結果でございます。また、第一種健康診断受給者証の交付につきましては、黒い雨が降った特定区域にやはり限定されているため、被爆者健康手帳と同時に処理が出来ないということもございまして、被爆者健康手帳と同時に申請された方、52件のうち、26件

については却下ということで報告を受けております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。はい、わかりました。今は手帳の申請について却下はないということですが、おそらくこれから出てくると思います。そういうときに、疾病発症まで待つのか、それとも訴訟を起こす、再び起こすのかということが問題になってくると思いますので、訴訟を起こされました原告団支援の方は、やはりもう一度訴訟を起こすべきというふうに言っておられました。次に、認定をめぐって申請者からの問合せは町には来ていますでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。申請をされた方からの問合せの状況でございます。実際に、本町で原爆手帳の申請を受けたのが、9月末時点、今現在で申し上げますと、もう8か月以上経過しておりますけれども、まだやはり、御手元のほうに決定という通知が来てない方もいらっしゃいます。この手帳の交付に至ってない申請をされた方から、手帳交付の申請状況について、数多くのやはり照会、お問合せがございます。件数等についてですね、全てチェックしてるということはございませんので、件数等はわかりかねるところでございますが、数は多いです。ただこの審査決定につきましては、あくまでも、広島県のほうで決定をされますので、広島県のほうから連絡がありしだい、すぐにこちらから連絡をしますので、もう少し、お待ちくださいというふうな回答しか出ていないというのが、今の状況でございます。また、付け加えて申しますれば、昨年度、3月末までに申請された方については、今のこの6月以降に決定になったとしても、一応4月の1日までは遡りが出来ますので、その間、受けられた医療費等についての領収書でありますとか、診療報酬明細書等については必ず持とってくださいねというのも、一言電話で付け加えさせていただくことで、担当課のほうとしては、一応、申請された方に、お答えをさせていただいているというような状況でございます。また県におきます、審査の過程の中です、やはり、申請書類の不足とか追加が求められる場合がございます。そういった場合とか、また、申請者の連絡、また、書類等の追加依頼についても、広島県のほうと連携しながら、事務のほうを進めているのが今の状況です。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、よくわかりました。私のほうにも何件か問合せがあります。胎内被曝の方が申請されてるのがあるんですね。で、その方にはまだ何も決定通知は来ないんですが、県に問合せたら今、国と相談中というふうな回答があったということです。これまで被爆者健康手帳の申請については、胎内被曝は対象であったはずなんです。で、なぜ今さら国と相談しなければならぬのかというところ。町はどのように把握されていますか。それからもう一つ、これは問合せというよりは意見だったんですが、町はもっと積極的に申請を、住民にね、町民に呼びかけてほしい、また申請に対して、お金目当てだとの偏見があると。で、該当者であってもそういう偏見が怖くて申請を見送る人がいるというふうにありました。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。先ほど御質問いただきました、胎内被曝の件について、申し訳ありません、そこまで私どものほうでは認識しておりませんでした。この件について、まだ県のほうに、こちらのほうから照会が可能であれば、させていただきたいと思います。また今回の申請が、いってみれば手当等のお金目当てというような、いろんな、ある意味、考え方を間違ったというか、うがった見方をされる方もいらっしゃると思いますが、ただ、これはあくまでもその黒い雨を浴びられて、やはり健康に不安を生じ、いろいろ不安をお持ちの方が、ようやく、申請が可能になったということです。そういった間違った考え方、思いについては、やはり払拭するような、啓発も、進めてというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、胎内被曝についてはそのように県に問合せさせていただきたいんです。それから偏見についてですが、私も課長言われるとおりだというふうに思っています。これは本当に黒い雨に浴びた人が、40年かけて、さらにはこのたびの裁判で戦いとしてきた成果であり、原告の人は、この成果を黒い雨を浴びた人全てにね、やっぱり享受してほしいというふうになっています。もう一つは、申請することでこの地域にも確かに黒い雨が降ったという実証になるね、重要なデータになっていくと思います。さらに、町はこの点に配慮しながら、申請を呼びかけるべきだというふうに思っています。さらに、ごめんなさい、時間がないので、県の審査会の状況について、簡単にお問い合わせいたします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。県のほうの審査状況について、6月の6日付で、こちらのほうからちょっと照会をさせていただいたところ、県のほうでは、手帳の申請を721件、実際に決定された件数が100件、というふうに伺いました。また、健康管理手当につきましては、申請のほうで286件、決定となったのが44件、健康管理手当につきましては、却下のほうで5件というふうに伺ったところです。やはり今回の審査につきましては、実際に申請者の方、それから証言された方、それぞれに、県のほうから、電話等でのですね、問合せを必ずされます。また医療的な、診断書の内容等については、月に1回、外部のお医者さんによります審査会というのが開かれます。要するに今回の決定に至るまで、2度の審査が行われるということもありまして、どうしてもそこには時間がかかる。さらには、電話等での照会をかけても、御本人さんにつながらない。場合によっては入院されてるということもございますので、ですから、そういった意味でですね、その審査のほうになかなか回っていかないというようなことも、県のほうからお話を伺いました。ですから県のほうも、審査には大変御苦労されているというふうに伺っております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。県も本当に大変な作業をされてもいると思いますが、職員や審査員を増やすなどして、できるだけ早い交付ができるようにというふうに思っています。申請者は本当に認定をね、一日千秋の思いで待っておられるのがよく伝わるんですね。そういうことも県に要望させていただきたいと思います。次に4番、

国の新たな認定指針についてどう考えるかです。幾つかポイントがあるんですが、一つに絞ります。このたび申請、認可については、11種類の障害を伴う疾病にかかっていること、あるいは、白内障の手術歴を含むことというのが条件に挙げられました。これは広島高裁の判決には反するものです。これについて、町はどういうふうに考えますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて認定し、とりわけ11疾病に限られてる、限定されているという点について御指摘いただきました。我々もですね、待ちに待ったといいますか、新たな認定指針のもとで、こうやって認定が始まったということは大変喜ばしいことだと思っております。実際にももちろん今後の動向を注視しなければならないんですが、少なくとも手帳交付に至ってはですね、却下された件はないというのは、やはり評価すべきだろうと思っております。その上で、御指摘いただいたような11疾病に限られているということ、あるいはまた、黒い雨の降雨地域自体は広がっていない、ということを考えてですね、まだまだ、見直しの余地があるんじゃないかなと思っております。その点については引き続き、我々としても、県や国のほうには、お願いをさせていただきたいというふうに思っておりますし、また議員御指摘のようなですね、なかなか、いろんな状況の中で、手を挙げにくいという方がおられた、おられるということについてはですね、我々も注意をしながら促して、できるだけ多くの皆さんに、対象者の方については申請をしていただけるように働きかけていきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、これからも国に働きかけていくということです。実は湯崎知事が2月の議会の一般質問の答弁で同じようなことを言われているんですね。そのときはまだ2月ですから決定ではなかったんですけど、このような発言がありました。「国の骨子案に指定要件は残っていますが、白内障の手術歴があるものは白内障にかかっているものとみなすとされていることで、幅広い方々が、この要件をみなすことと考えております。こうしたことから事実上多くの黒い雨体験者の救済につながるものと考え、また高齢化が進む黒い雨体験者のことを思いますと、早期に制度運用を開始する必要があることから、骨子案を受入れたところではあります。国に対しては、引き続き、控訴審判決を尊重して、指針から執柄要件は外すよう求めていく必要があると考えています」というふうに、今の橋本町長と同じ発言をされています。そもそも、黒い雨被爆者だけに、疾病の発症の要件が認定に加えられています。疾病の発症では、までは、だから疾病を発症してないまでは、先ほど言われましたが、第一種健康診断書をもって、健康診断のみが補償の対象です。いわゆる、みなし被爆者とされてきました。さらに、大雨地域外の黒い雨被爆者、特に、この地域に関係していますが、小雨地域とかそれ以外の地域は、援護対象からすら完全に外されていて、ここに住んでおられる黒い雨を浴びた方は、二重の意味で差別されてきました。そしてこの度の高裁の判決は、この二重の、差別を全く撤廃したものなんですね。地域も限定しない、11疾病も要件に入れないということです。是非、今の町長のね、発言を行動に移して、県と共に国へ要請を続けていただきたいと思います。それから先ほど、手帳の申請の適用日を4月1日からというふうに言われましたが、原告団は申請、集団申請と、それ後に申請されたんですが、その申請に遡っているんですね、本来、国が、この4月1日という申請自体も、救済は狭まるもんだって狭めるもんだと私は思っています。本

来、申請したときから適用が始まるべきだというふうに思っています。それももう一度町としてもね、考えていただきたいというふうに考えます。それから、次に、ちょっと急ぎ足で申し訳ないんですが、3番目の質問事項に入ります。小規模農家の現状と支援についてです。この内容は、質問の内容は、小規模農家が抱えている現状についてどのように把握しているか。そしてどのような支援を考えているか。そして小規模農家の持つ、潜在力、可能性について伺います。まず、1番、小規模農家が抱えている課題について、どのように把握していますか、またその支援についても同時に伺います。ちょっと一つずついきたいと思えます。まず、耕作放棄地について、お願いいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、耕作放棄地の現状につきまして答弁させていただきます。農地の現状につきましては、毎年農業委員会農地利用最適化推進委員が実施する農地利用状況調査によって、現地確認を行って把握をしておるところでございます。農地の状況でございますけど、町全体の農地面積850ヘクタールに対しまして、営農が354ヘクタール41%、維持管理が331ヘクタールで38%、原野化が20ヘクタールの2%、山林化が153ヘクタールの18%という状況でございます。20%が既に原野とか、山林になって、耕作放棄がされている状況でございます。維持管理につきましても38%ということで、農地の有効活用が出来てない状況、過疎、高齢化により森林に近い農地が既に山林に取り込まれているものが多いこと、営農や維持管理をされている農地に隣接した、不在、地主の荒廃農地も大きな課題となっているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

支援も一緒に答弁していただきたかったんですが、私、近所で耕作をやめられたという話をよく聞くんですね。で、心配、とても心配されています。何とか仕組みが出来ないかなというふうに思っていますが、農地中間管理機構というのがあるんですかね。これは規模とかその条件が幾つかあると思うんですが、ちょっと調べたら借受け希望者は町内で8件、公表されているんですが名前も、それに対して、貸し出される農地の一覧は、直近では安芸太田町0件、北広島町はかなり出ていたんですけど、やはりこの、貸出したいという農地が小さいのなら、この町でも何とかこういう、空き家バンクではないですけど、こういう、貸手と借手がうまくつながるようなね、システムを整えるべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、農地中間管理機構につきましては、現在、広島活力の関係も、この事業をですね、使っております。それと、今年度、昨年度もやりましたけど、今年度から農業委員会の中で、農業委員会、終了した後にはですね、各地域の農業委員さんが、自分の地域の中で耕作してない農地というのを洗い出して、それについて次の耕作される方であるとか、企業とのマッチングだとか、そういったところを現在やっているところでございます。こういったところで、少しずつですね、地域のほうへ情報を出しながら、農業委員さん、農地利用最適化委員さんも、進めているところでございますので、少しずつではございますが、企業

の側と、また、出し手という、そういうところを合わせているというようなことを、今実際行っております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。そういう取組があるということを知りました。田や畑は荒れると本当に、次に利用するとき大変なんですよね。是非その荒れる前に、そういう、次の耕作する人が出てくればというふうに思っています。次にコロナ状況下での農家の収入減についてです。緊急事態宣言や蔓延防止法で、町内の飲食店が休業され、そこに卸していた野菜、卸していた農家の方が、収入がね、止まったと。作っていた野菜は、畑に埋め打ちしたという話も聞いています。飲食店には補償が出ますが、農家には、そういう補償は、あったのでしょうか、なかったのでしょうか。それについて伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御質問の補償に関しましては、出荷、例えば、活力生であります、そういった企業の方々、個人の、そういった方々が、市場のほうへ出されることに関しての補償というのはありますけど、今回の御質問の小規模農家の定義でございます。小規模農家と言います場合は、産直市に野菜を出してるとか、自給自足の方については、そういった補償っていうのはありません。ただ、産直市の実績を見ましても、元年度、2年度、3年度と上がってきておりますし、元年度、3045万あったものが2年度3743万2000円、3年度3534万1000円と、コロナ禍の感染より前よりも、売上げが増えているということになります。こちらのほうへ買物に来られる方が多かったというような、都市の方がですね、その密になる都心を避けたというのが原因があるかと思えます。直接、小規模農家といった方については、コロナの影響はないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。産直市に出された方は影響はなかったと思いますが、やはり個人的にね、町内の飲食店に、契約ほどではないにしても出しておられることもあって、やはりその人たちにとっては影響があったようで、収入減になっている。大きい額ではないにしてもやはり、その人その人の農家さんにとっては、収入を当てにするものですし、せっかく作った農作物を埋め打ちにしなくてはいけないということでは、ちょっとやっぱり、残念なことがあります。そういうその補償は難しいにしてもそういう状況があるということ、御承知おきください。それから3番目、食品衛生法の改正に伴い、それに対応出来ない漬物、それから漬物加工者が、心配の声が上がっています。町にも届いていると思いますが、現状と、それから支援について伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。漬物の関係で食品衛生法の改正でございます。御指摘のように、3年の6月1日から食品衛生法の改正で、営業許可制度が見直されました。漬物に関しては、漬物製造業という営業許可を取得しな

ければいけません。ただし、それまで届出により製造販売してる分については、3年の猶予があるということでございます。ただし、3年の6月1日以降に新たに開始する場合は、営業許可を取得する必要があるということ、その、そういった改正の背景といたしまして、やっぱり都道府県を越える食中毒の発生でございますとか、食品による健康被害の対応が喫緊の課題になっていたということが背景にあるというふうに聞いております。このようなことから、自宅の台所を使用して漬け物を製造されてる方、3年の6月1日以降、製造許可、漬物製造許可が必要となりますので、営業施設と、住居の台所ですね、物理的に区画されていることが必要となるので、住宅での、台所での許可取得することは出来ないということです。これにつきましては産直市でも、全体3番目に売れる、よく売れる商品でございますので、生産者にとって大きな影響があると考えているところでございます。この支援でございますけど、この、ざっと考えてみると漬け物について加工所の新設でありますとか、旧施設の改修が考えられます。道の駅の再整備にも、検討事項ということで上がってきておりますが、個人の方が、施設を移して、漬け物を加工されるかということをお考えますと、施設整備よりもソフト面の協議というのがこれから必要になってくるんじゃないかと。いうふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。施設面の整備よりもソフトの支援という、そのソフトの中身をお尋ねします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、まず、ソフトの支援でございますけど、まず、農家の皆さん、産直市に出されてる方も、それ以外の方もそうなんですけど、この制度まだ御存じない方が多くいらっしゃると思うんですね、営農指導員が6月に来まして、早速、町内回ったときに、やっぱりそういう声も聞いておりますので、まずは、勉強会でありますとか、そういうとっからスタートさせてですね、実際に、そういうことが、要は、そういう製造許可取ることができる、そうした方がいいのかどうかというところは、やっぱり、町としてもやっていかなければいけないかなというふうには思っておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、まずはそこからということですね。はい。ただ、皆さん本当に、その辺はわかっとる方は、施設をどうするかというのを心配されておりますので、町の支援というのをやっぱり明らかにすべきだというふうに思っています。時間がないので、小規模農家の持つ潜在力、可能性について、産直市活用というのを昨日話にありましたが、同じく昨日の話で向原の株式会社まごやさいの取組についても話されました。私、産直市も重要ですが、やはりそうやって、そういうルートを通じて町外へ自ら配達するみたいなものを、なかなかいい取組ではないかというふうに思っていますが、それとあわせて漬物加工と、町長にお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘いただきまして改めて、農業の中でも特に小規模農家ということについては大変期待を、我々もしてるところでございます。昨日から話をしております産直市も、もうお話をしたように、少量多品種の品ぞろえがやっぱり重要だと思っております。今聞いたところによるとうちの産直市は大体年間で200種類余りのものが出荷されてるといふふうに聞いております。それだけの品種をやっぱり確保しようと思うと、どうしても、いわゆる、大きな規模であるプロ農家というよりはですね、小規模多品種でいろんなものを作っていたと、小規模の農家さんの需要が重要ではないかなというふうに思っております。そこの支援を引き続き、どういう形ですればいいのか、今話もしましたように、専門の営農専門員も入っていただいてそこら辺もまたヒアリングをさせていただきながら、取組をさせていただきたいと思いますし、御指摘いただいた漬物というのは、やっぱり田舎に来ればですね、そういったものが欲しいという方は必ずおられるわけでございますので、どうやって、それを続けていけるのか、今後また検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。これが最後になると思いますが、小規模農家は本当にこつこつと耕作されています。町全体の田畑が荒れさせないことの一端を、小規模農家をごくごく小規模農家が担っていると考えられます。是非、何とかね。これが維持し続けられるために、さっきの漬物加工もあわせて行政の適切な支援をすべきというふうに考えています。はい、今日、私の質問は以上です。失礼いたします。

○中本正廣議長

以上で大江議員の質問を終わります。しばらく休憩いたします。

休憩 午前11:00分

再開 午前11:05分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。8番、田島清議員。

○田島清議員

8番、田島清です。初めての一问一答ですが、気持ちを込めて質問したいと思っております。まず、町長をはじめ、執行部の皆様には、昨日よりの一般質問の答弁の中で、コロナ禍における行政運営が困難な中での、精力的に取り組んでおられることに敬意を表すところです。私は今回、命を守るをテーマに質問したいと思っております。さてコロナウイルス感染症の大流行は、誰も経験したことのない災害で、そのまっただ中に私たちは直面していることを認識しているところです。このコロナウイルス感染症の収束について、当初2年から、5年との見込みが報道されていきました。昨日の町長答弁にもありましたが、長い付き合いになるような見込みです。今コロナ感染症による日本の死者数が3万人を超えました。これは、自然災害として、東北大震災の死者数、1万5900人の2倍に近づき、これを上回る勢いです。死者数でいうと、自然災害とは別に、ロシアとウクライナの戦争で、死者数は、情報戦で正確な数字はないも



の、双方とも2万ずつとしており、民間人2万人を合わせ6万人を数えています。こうして、人の死を神様目線で見ることには違和感を覚えるわけですが、私はコロナ対策で、海外に比べ我が国の死者数が、まだましだなどと、対策の責任を回避することに、声を上げにくくなってきているのではないかと反省しているところです。人の命は本人と家族にとってかけがえのないものです。安芸太田町は、県内で1番小さな町です。小さい国といえば、幸せの国ブータンがあります。国民総生産ならぬ国民総幸福量というユニークな国家指標を掲げ、経済よりも健康や環境、チベット仏教文化の伝統に配慮した、国民の幸せ、これを追求して、小国ながら世界的に注目を集めているところです。コロナ死者ゼロは、こうした健全な国家づくりの賜物と言われています。ワンチュク国王は、この難局に当たって、「我々は小粒でも強靱な力があることを見せなければならない。一致団結し、お互いに助けあおう」、国民を鼓舞しました。ウイルスによる人々のあらゆる苦しみを和らげるため、政府は責任を持つとも約束したところです。また国王は、ワクチン接種は全ての国民に行き渡って最後に接種するとも報道がされました。我が町議会でもありましたが、町長は町民に先立って接種し、感染による長期離脱を避け、陣頭指揮をとるべきとの意見もあったことを思い出したところです。行政報告にもありますとおり、町長は町民の声を拾うため、はしもトークで地域の方と話し、民意と常に向き合っています。この取組の継続が、この難局を乗り切るために役立つものと確信しています。私も町民の一致団結のために、微力ながら尽力したいと思っております。

それでは、通告に従って質問に入ります。まず、1問目の質問、防災、防犯対策の対応について、質問してまいります。災害時の地域防災拠点、整備、職員の配置と連絡網について。2番、防災情報、気象情報、交通情報について。3番、河川監視カメラ、河川水位情報。4番、広域連携、水道・電気など。5番、防災無線の活用方針、定住者と来町者。6番、島根原発再稼働に関わる広域避難問題、まず、1番の災害時の地域防災拠点の整備について、お答えください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。田島議員より、防災防犯対策の関係で御質問いただきました。ちょうど今からですね、梅雨時期をむかえるにあたりましてですね、今、本議会でも、この防災防犯の関係でですね、御質問いただいていることに、改めて皆様の意識が、そこに強く集中しているということを実感するところでございます。災害時の地域防災拠点の整備についてでございます。活動拠点、地域防災計画に基づいてですね、活動拠点については、本庁及び各支所を指定し、避難対策拠点としては、各小・中学校と集会所を指定してるところでございます。また救援物資集積拠点としては、戸河内ふれあいセンター、それから加計体育館を、とさせていただきます。なお施設整備の面では、食料や生活必需品等計画的に備蓄をさせていただきます。活動拠点には、非常用自家発電機も整備をさせていただきます。また関係機関等の連絡体制確立のため、移動系無線等の連絡手段を整備しているところでございます。職員配置についても御質問ありましたが、災害対策本部の事務分掌の中でですね、住民課を避難対策部としておりまして、避難所の開設、運営と、避難者の把握、被災者名簿の作成を行うこととしているところでございます。また連絡網に関しましては、すぐ参集という職員用メール配信に登録をさせていただきます。全職員、または課ごとに参集等のメール配信を運用しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。地域防災計画に基づき、拠点、避難場所設置ということでございますが、私も先日、この月曜日ですが、殿賀振興会のほうの避難訓練の役員会を、ここにも関係者が2人おりますけども、したところですけども、この中で、コロナの、コロナ禍の避難所の運営についてですね、非常に不安を持っておられるということがありました。いうことで今まで従来どおりに、避難命令が出て、避難所に、解除になるまで待機するというふうな形を取りやめようということで、ウォーキング、ウォーキング大会ではないんですけども、避難所までの避難のルート、それぞれの家庭からたどっていただいて、それぞれ避難所に置かれました名簿にですね、参加の意思表示をしていただいて、そのまま帰っていただくというふうな形で、とにかく2年間、避難訓練を行っておりませんので、何かから始めようということで、実施していこうかということで、今、話をしているところでございます。広域避難所については、今までもそういった今、御回答いただいたような形でやられておるとお思いますけども、地域のですね避難所運営について、2年間やってない中でですね、特に先日の会議で話になったのは、コロナが怖いということで、避難訓練には参加しませんよということで、お話がありました。今までの2年間ほど文書で避難訓練の形を、実際の避難せずにするというふうな、従来の方式をその地域についてはやっていたかということでお願いをしたところでございますが、ただ、実際にですね、災害は、起こりうる可能性が出た場合にですね、その地域の方が、ではどうすればいいのかと、どうするべきなのか、どうされるのかというところがですね、ちょっと不安なところがありますので、そこら辺について考え方があればお答えいただきたい。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、被災された場合の、対応ということでよろしかったでしょうか。(いや、避難。)実際の避難に関しましては、やはりその個別のですね、避難経路等々は、御自身でやはり、確認していただく必要があらうと思います。毎年度ですね、避難に関しましては、昨日1番議員さんからも御質問ありましたけれども、防災ハザードマップ等をお配りしてですね、啓発活動には努めております。そうした中でですね、やはり自身の安全は自身で守っていただくというのが、この防災の基本原則でございます。そうしたこともですね、逆にPRをしていく必要があらうと思っておりますし、またそのサポートといった意味では、町職員のほうでですね、きちんとお尋ねがあれば、こうしたルートが1番安全ではないかといったような話をすべきではないかというふうに思っておりますので、これも昨日の1番議員さんの御質問の中でお答えをさせていただきましたけれども、今年度ですね、コロナでなかなか今の、集まっていただきにくいという状況があるんですけども、例えばちょっとアイデアを出させていただければ、例えば防災講演会みたいなものができるようになればですね、そういった会場で、個別の相談会を設けると、等々ですね、そうしたことも実施していきたいというふうに危機管理室の中では、話をさせていただいているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。実際のですね、避難指示なりは出た場合の部分については、若干、不安がですね、残るところではあるんですが、また地域で協力し合ってですね、いうことで、取り組みたいと思いますが、意見の中で公助、まあ役場は、どうしてくれるのかという部分がですね、どうしても出てくるので、自助の部分と、

今の私たちがやってるのは共助の部分だと思うんですけども、そういう部分の取り合わせ、連携がですね、今後、十分につくれるようにですね、取り組んでまいりたいとは思っております。この件については終わります。2番目の、防災、気象情報、交通情報についての質問にお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、防災情報、気象情報、交通情報について、ということで御質問頂戴いたしました。令和2年度にですね、防災行政無線の整備を行っておりますけれども、防災無線でお知らせする情報を、防災アプリというスマートフォンでですね、受けるという仕組みですけれども、これとの連携によりまして、戸別受信機のない場所においても、防災情報を確認できるような環境整備をさせていただいたところでございます。気象情報に関しましては、広島地方気象台、それから、広島県から情報提供される情報を、これも防災無線でお知らせをさせていただいております。昨年8月の長い豪雨がありましたけれども、これ、このときにはですね、ツイッターでの情報提供を開始させていただいたところでもございます。交通情報に関しましては、広島県の防災情報Webや、道路交通情報というのがございますけれども、この交通、公共交通機関の運行等に関しましてもですね、各運行事業者等から情報提供していただいておりますので、これをもとに役場内で情報共有をさせていただき、お問合せ等の対応はさせていただいております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

ただいまの回答に対してですが、この中で交通情報についてですが、町外からこちらの安芸太田町内の事業所に通われている方ですね、安芸高田市あたりでは交通情報が、どういう、どういったアプリなのか分からないんですが、うまく見て情報が分かるんですが、安芸太田町については分からないという分かりにくい。その情報を持っておられなかったのかも分かりませんが、そういったものが、詳しいものが、ありますでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、交通情報に関しましては、例えば町内の町で管理する町道で被災、大規模な土砂崩れがあったり等々ですね、通れないとかいったものに関しては、実は防災無線で流した情報を、防災アプリで流すと。それをもって町外の方が確認していただく。今はこういうような情報しか提供していないところです。先ほど申し上げましたが、ツイッターでですね、そういったあたりのところ発信できればなというふうに考えております。一方、これはメインの交通幹線ですね、例えば高速道路から国道186、191、他の、他県ですね、このあたりのところは、広島県が管理されます道路情報ナビですね、これが1番やはり信頼がおける情報です。これは各、広島県の土木局の出先機関であるところから情報が発信されておりますので、これ確実な情報でございますから、私どもも、その情報を取りながらですね、お問合せがあれば、そこは対応させていただいております。これを、この情報を確認していただけるよう、広島県ではですね、この道路情報ナビというのを、全県的に見ていただけるような取組をされているところ

でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。それでは、3番目の河川監視カメラ、河川水位情報についてお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。河川の監視カメラ、河川情報でございます。これも河川の管理区分によって若干差異がございます。まず国土交通省が管理されていらっしゃいます直轄太田川の河川の状況でございますけれども、これは国土交通省が、監視カメラを設置をされております。これ結構な台数を設置をされているところでございます。それから、県管理河川である西宗川に関しましては、県が危機管理型水位計というものを設置しておりまして、水の上昇を確認把握をされ、さらに、広島県の防災情報Webにおいて、住民の方にも、閲覧可能な情報として提供されております。それから、明神橋、上殿の轟橋、それから、こども園あさひ、安野ふれあいセンター、こちらにはですね、町の監視カメラの設置をさせていただいております。河川の増水状況が確認できるような環境でございます。また温井ダムをはじめ町内5か所の利水ダムの放水状況に関しましては、直接通知をされる連携を構築しておりまして、これは役場のほうに警報が鳴りましてですね、ボタン押すと、ファクスでも情報が来るといったものでございます。これをもとに、町のほうで河川の状況等を総括して管理し、防災無線等で情報をお知らせしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

ただいまお答えいただきました、情報について、私も河川監視のほうはですね、いつも河川流域におるということで、見てよく知っておるわけですけども、先ほどのですね、気象情報、防災情報、2番3番ですけども、2番3番についての、今言われた回答いただいた検索先等のものでですね、一覧みたいなものをですね、ホームページ等でまとめたものが、準備するような用意があるかどうかについてお答えください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、誠にここは、対応についてはですね、申し上げにくいところがあるんですけども、現状でこれも毎回お話をさせていただいてるんですけども、危機管理、初動のところから申し上げますと、やはり雨が降りそうだという状況の中でですね、注意報、降雨の場合は注意報の発表から始まるんですけども、この段階から、危機管理室は、私を含めて4名で対応させていただくんですけども、2名ずつの交代というような形で警戒態勢に入ります。で、いざ、例えば警報発表というふうな流れになるんですけども、こうしますと先ほどのような、ダムの通知でありますとか、県の情報等のやりとり、それからマスコミ等の対応、職員に対する招集メールの通知等々ですね、多種多様な業務っていうのをこなしているところでございまして、なかなかそのホームページ、例えば、アップをするというのは作業のところを追いついてないというのは実情でございます。そうしたことからですね、やはり、今、1番、私どもも頼りにし

ている広島県の防災情報といったところをですね、しっかりとアピールしていき、住民の皆さんもこちらを見ていただくことによって、初動の部分をですね、担保していただけるよう、取組を進めたいと考えております。以上でございます

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

私の質問の中身については、ホームページのほうにですね、注意報から、警戒段階に至ったときに、どういった情報がありますよっていうものを一覽で張りつけておいてもらえば、それをプリントアウトして、災害のときにはそれを検索していくというふうなことができるのかな、例えばあの、河川情報ですとですね、写真があると思うんですけども、そういったこういったものが見れますよっていうものが、できればですね、いざという時に、役立つのかなという意味で申し上げましたんで、今の回答でよろしいんですが、続きまして4番、広域連携、水道・電気についてお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。災害時における、水道と電気等の連携ということだと思います。災害時における広域連携といたしまして、例えば飲料水、水道ですね、これが、例えば破損したり、大規模な被災を受けたといった場合には、これは直近で言いますと、北広島町で冬季に漏水等で使えなくなったという事例があるんですけども、このことに関しましては、広島県内の相互応援による、給水車、水を運ぶやつですね、給水車での供給というのを準備をしております。それから、もちろん自衛隊の災害派遣要請により確保することも可能でございます。それから電気等の連携につきましては、現在は中国電力ネットワークさん、送電のほうですね、関係で、災害時の連絡体制を毎年更新をさせていただいております。これも大きい災害が起こりそうだとした時点で、中国電力ネットワークの職員さんが、私どものそれぞれの市町のところへですね、出向いて、出向いてというか、そこに基地局を置かれまして対応をしていくというようなことで、被害の状況の共有だったりとか、体制を構築をさせていただき早期復旧ができるような備えを行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

水道については北広島町との連携ということが、ありましたが、先ほど来の広域水道の連携問題ともの絡みが出てくるのかなと心配はないのかなということも1点、お答えいただきたいのと、一問一答ですが、ついでに電気のほうもお願いしますが、電気については水害の場合と、それから、地震の場合、電源、電源喪失する場合のことがあると思うんですが、例えば地震の場合に、集会所等電源がなくなる場合ですね、例えば家庭用電源、発電装置を持っておられる方の把握をしておくとかですね、そういった業者さんの持っておられるのが借りれるかとかいうふうな対応について、準備があれば、お答えください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、まず水道の広域連携でございますけれども、これはあくまでも、全州市町、これ県も合わせてで

すけれども、23 市町で、この給水車の応援というのは担保されているものでございます。これ広域水道と何ら関係のないものでございます。災害派遣といった意味合いで、給水車の派遣に関してはできるというものでございます。それから電気の場合はですね、これ非常にちょっと悩ましい部分がございます、中国電力さんのネットワークっていうのは、やっぱり送電線で、電気を確保するというのが前提になっております。そこが分断された場合、直近で申しますと、那須、打梨地域ですね、ここで、雪の雪害のために倒木が多数ありまして、それにより電柱電線が分断され、電気が供給出来なかったといったようなことがございました。ここに関しまして非常に、ちょっとこう、例えば、発電機を持っていくことも難しいですし、人数によってはやはり、前回のようにですね、全員を救助するというような流れになろうと思えます。一方で先ほど議員さんおっしゃられた、集会所等でですね、過ごされてる場合で、電気の供給が必要だといったような場合には、町で発電機を準備してるところもあるんですけども、中国電力さんとして、どうしても生活に必要なものということがあった場合には、電力車っていうんですかね、電気を起こす、発電車というようなものも持ってらっしゃるそうです。そういった場合には、そういったものも、活用できるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、いずれにしてもうちの町の場合は、広い行政エリアで単発的な送電の出来ない地域が出て全町に及ぶような電力の供給停止というのは考えづらいと思っておりますので、今のような対応ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい 4 番については了解です。続いて 5 番の防災無線の活用方針についてお尋ねします。定住者と来町者の取扱いについて、お答えをお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。これは従前にも御質問いただきました。住んでおられる方に関しましては、戸別受信機を提供させていただいております。一方で事業者さんですとか住民票がない方で、一時的に、こちらの町へ住まれている方等々、防災行政無線の戸別受信機に関しましては貸出しということ、させていただくんですけども、その場合は、戸別受信機の機械代について御負担いただき、設置させていただくことは可能でございます。また先ほども御紹介させていただきましたが、防災アプリをスマートフォンに導入していただくことによりまして、防災行政無線の放送を直接お聞きいただくこと出来ますので、随時、この防災アプリの御案内をさせていただきたいと考えております。今までも広報のほう等では出しておりますけれども、このあたりもですね、町外のところへ発信できるようにしたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。これは住民の方から相談を受けた件でございますが、今まで住民票があって、施設に入られて住民票を異動されて、家その住民票のない、対象外になるということで撤去を求められたという案件でございますけれども、この家族の方が、見舞いとか来られて、家のほうの守りもされて、家の農地とか、家屋についても管理されておるわけですけども、これは遠くの方で、千葉のほうの方とかですね、そういうの

が、来られて、こちらに来られたら何週間か、こちらに定住されていうふうな状況があるようでございます。こういった例えば、入所されたら即返せということになるのか、その期間がまた半年とか1年とか、そういった基準があるのかについてお答えください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、住居、こちらに居住されてる方が、入所等される場合ですね。基本的に町に住所を有されている状況であれば、私どもとしては機械を撤去を求めているということはありませんで、町からやはり出られるとか、お亡くなりになられたりというような状況の中で、そこに、お家にですね、誰も住まれないという状況になったときに、これ貸与機でございますんで、返還を求めているというような状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

返還を求める期間については、即、住民票を異動された事であることだと思いますけども、町のほうが把握した時点でということだと思います。今の、費用の公平、負担の公平という意味で、こういった措置をとられているということですので、ですが、これは税の問題だと思うんですけども、住民票がある方で住民税を払っておられる方については貸与するというで聞いておりますけども、例えばその方については家族の方が、固定資産税等の税金は負担をされておるわけですけども、そこら辺の考え方というのがありましたらお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、固定資産を払っていただいているのは確かにあるのかもしれませんが、やはりそこは住民票があるといったところで判断をさせていただいておりますし、その要綱で私どもは動いておりますので、例えば、固定資産の税金でということになれば、空き家の問題とかあるんですけども、たくさん、そういうものがありますのでそれ主張されれば、やはり町としては大きな持ち出しということになります。したがって、そこはやはり貸出し、貸与機という扱いでございますので、そういった、丁寧な説明もしていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。私は空き家というかですね、定住者を、移住者を求めるという町の考え方でいいかと、そういった固定資産をお持ちで町に関わりのある方については、そのまま、管理していただけるようなものについては、貸与すべきじゃないかというふうに思います。というのが全くの移住者ということで、町に縁のない方とは違って、町にゆかりのある方が、そういった、貸与を受けて、町とサポート、町のサポーターという形の中では強いものがあると思うんで、ふるさと納税ではないですけども、そういった形で協力をいただけるサポーターになっていただくような、扱いがよろしいのかなと。逆に今で言うともう、住民票がなくなったから返しなさいっていう形のものっていうのは、マイナスではないかなということ、思い

まして、ただいまの質問したところですが。これについては回答は要りません。では6番目の島根原発再稼働に関わる広域避難問題について、お答えをお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。島根原発再稼働に関わる広域避難問題ということで質問いただきました。3月定例会後、広島県を通じまして島根県より示されました、原子力災害時における広域避難に係る避難経由所、避難所運営マニュアルのひな形を基に、本町としてのマニュアルを策定をさせていただいております。策定はさせていただいたんですけれども、これ、このマニュアル自体がですね、新型コロナウイルスのことが配慮されていないというようなことがございまして、この新型コロナウイルス感染が、計画策定時に拡大をしていったというところからですね、この密に、人同士がですね、密になることへの対応が描かれてないということが、私どもの計画の中で課題となっております。実は広島県内、これ全23市町、この計画をつくるということになってるんですけれども、ほとんどが計画の公開が出来てないというのが現状でございます。今、23市町中やってるのが、三次市さんと尾道市さんのみでございます。ちなみに申し上げますと、やはりこれ広域的な行政指導というか、助言の中でやっておりますので、個別の避難所等々のことはもちろん、各それぞれの自治体単位の特化されたものが書かれておりますけれども、基本的なところというのは、やはり、同じような計画となっているものでございます。この部分につきましてはやはり、公表というかですね、しっかりと地域の方々と情報共有をしていかないといけないという反面もございまして、今後におきましては、防災関連事業での、昨日も1番議員さんの質問の中にもありましたように、危機管理室でですね、地域出向いて、防災等の話をしていこうということにしておりますけれども、こういった際にですね、情報の共有や防災関係を含む避難の在り方等について説明協議を行えばなというふうに今考えているところでございます。そうしたあかつきにこの計画がですね、公表できるというような状況を迎えたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

島根原発については再稼働をされるということで知事のほうが表示をされております。島根県のですね、ホームページ見ますと、安芸太田町は2ヶ所避難所を設定されて、人数も、公示されているようでございます。このことは地元ですね、避難所の地域の方も知っておられない、おそらく知っておられないと思います。ここでは公表は避けますが、こういったものについては、情報公開が何より地域住民の理解にあたっては、大切になると思いますので、今後ですね、この情報公開のほうを早急にしていただいて地元の合意を得ていただきたいというふうに、思うところでございます。

続きまして、次の質問に入ります。2番目、行政のDX推進計画についてでございます。一般質問の仕方について、書いた本がございしますが、知らないことは質問しないということでありますが、DXの推進について、ちょっと分かりかねる部分が多々あります。そういった意味でこの質問をしておりますが、時間の都合もありますが、まず1番目のDXの推進、後期3年間の重点施策についてお願いいたします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長



はい。DX推進計画後期3年間の重点施策ということで御質問いただきました。先般、この5月に策定いたしました町のDX推進計画でございますが、この計画は、本町の最上位計画であります後期基本計画との整合を図りながら、各政策分野におけるDXを推進するということとしております。具体的にどういった施策を推進するかと申し上げますと、生活Ma a Sといいまして、これは公共交通とか、通院、買物、住民の皆さんの移動に関する分野について導入していく、それから遠隔診療でありますとかポケットカルテなど、健康づくりに関する分野、それから、地域通貨と、自治体マイナポイントの活用ということで、地域経済の振興に関する分野、それから、防災、あるいは高齢者の見守りといったようなケアが必要な方の、に向けた導入、それから教育分野に関してDXの導入、それから観光、来訪者のリピート率を拡大していく、あるいは関係人口を拡大していく、そういった分野でDXを導入していくといったようなことを重点施策として掲げておるところでございます。これらの分野につきましても、それぞれ単発でといいますか、独立して成り立つものではなく、それぞれの分野が横断的に共通基盤という形で構築することによって、それぞれのデータを、今、将来に向けて利活用して、そのデータに基づいて、今後の施策を構築していくといったようなものに進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、時間が迫っておりますので、ちょっとはしょっていきたくはありますが、施策の方向性の中で、例えばですね、教育支援等でですね、子どもの見守りとかですね、そういったデジタル技術を効果的に活用して、子どもたちの安心安全、公務の負担軽減等を図るといふようなことが挙げられておると思っています。で、先日来ニュースで出ております、児童の車の中ですね、園のほうに預けるのを忘れていて、昼ご飯を食べに行ったときに、車の中で亡くなってたというふうな悲惨な事件もありました。今のコロナで体温の測定とかですね、そういった、出勤じゃなくて出所とかいう部分の、管理をですね、データじゃなくて、人でやっておられると思うんですけども、そういったものは体温の管理等は、今の病院にもありますけども体温がぱっとパソコンで出るような形のもので、管理をされるというふうなものが、それは、今のDXの、いかににかかわらず、できるのではないかと思います。そこら辺の考え方があれば、お願いしたいと思っております。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。具体的な例、先日も新聞に載ってたと思うんですけども、どちらかの自治体でカードをかざすことによって、バスに乗車したかなんかの、自動的に保護者に通知するっていうような仕組みはできると思います。それと、今の顔認証といったような技術を使いますと、体温も測りながら、その個人が、園に登園したかどうかというのは、自動的に、そのチェックはデジタルで可能になるかと考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

すいません。DXについては以上で終わりたいと思っております。申し訳ないんですが、もりみんを育て、活性化をということで3番目の質問に、最後ですが、入りたいと思っております。ゆるキャラ、もりみんを使った

商品の経済効果は。もりみんの知名度の町民の受け止めは。3番目に、自然を利用した町のイメージ活用について、ゆるキャラもりみんを使った商品の経済効果についてお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。もりみんを使った、商品の経済効果の御質問をいただきました。この商品の経済効果でいう直接効果と、経済効果全体でいう、直接効果でいいますと、これを使った商品については令和2年度、16商品で28万8000円の売上げ、3年度が17商品で47万2000円で、増加はしておりますが、ただ、経済波及効果があったというのは、なかなか難しいところだと思います。令和2年度、広島カープとのコラボグッズでありますとか、町内の町内産の木材を使った商品が主でございましたが、3年度につきましては、町内事業者に米粉を使ったクッキーの販売が開始されたというようなことも、増加の大きな原因にはなっておるところでございます。で、現在、煎餅でありますとかチョコレート、そういった企画商品がありまして、実現しておりませんが、来られた記念として、企画に対して、少しずつでございますが、承認していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

ゆるキャラで言いますとくまもんも、これがすごい経済効果をもたらしているということがよく知られているところですが、もりみんも先日、県知事選挙の広報に、もりみん何とかで、県の、広報が、深入山で、ダンスするところをユーチューブで流していたのがありましたけども、そういった、活用方法っていうのは、町をPRするのに非常に有効ではないかというふうに考えております。それでは2番目のもりみんの知名度の、町民の受け止めについてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

もりみんの知名度、町民の受け止めという御質問でございます。もりみんは、安芸太田町の森林セラピーのメインキャラクターとして、平成25年に誕生したということでございますが、平成29年度に、その当時、広島県内ではございましたが、ゆるキャラの総選挙というのがありまして、40のエントリー数のうち、1位を獲得したということで、町民のほうからも知名度を上げる取組であるとか、そういったところも、実際行っていたという経過があるということでございます。また、最近になりますと議会だよりの名称が、もりみんだよりであることをはじめ、商工会実施の特割商品券でございますとか、町内の小中、児童生徒のチャレンジコンクールの参加賞の刻印にも使用しております。幅広い世代での町民の皆様にご認知していただいていると思っております。コロナ禍ということもありまして、観光PRイベントはなかなかもりみんが出演出来ない状態が続いていましたが、加計高校のオンラインの全国公募のPRイベントでありますとか、広島県山県警察署の交通安全の啓発活動、そういったところも、出演しているところがございます。着ぐるみは、着ぐるみと言っちゃいけん、もりみん、いつでも貸出し可能でございますし、動きが制限されて会話も出来ませんが、広く使用をしていただきたい、本町の周知をお願いしたいと思っておりますし、私たち、町の職員についても、これを有効活用したいというふうに、考えているところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

3 番目の自然を売りにした町のイメージ活用についてですが、時間がありませんのでこちらのほうは、回答のほうは、別にいいとしたいと思いますが、今、回答のありましたように、もりみん、非常に町のイメージ、先ほど来、先日来からの一般質問のやりとりの中で自然を生かした町、水を生かした町のPR、そういったものにも、非常にイメージが合うのかなというふうに考えております。もりみんの誕生日が、インターネットによりますと、25年の5月25日だそうです。生息地が恐羅漢山、趣味が森でお昼寝、新しいもの好きで、すぐにイベント、グルメ、ニュースなど何でも出たがる1面もあると。好きなものに、特にアユ、祇園坊には目が無いというふうなこと、嫌いなものは、嫌いな人、マナーを守らない人、自然を大事にしない人ということだそうです。私はもりみんとですね、それから、そういった、キャラクターイメージをつくる、もう一つ、そういった、イメージの動物をですね、一つ、提案したいと思うんですけども、橋本町長の若い頃の写真を見ますとですね、イメージが、フクロウ、そういった町に福を呼ぶフクロウ、そういったイメージで町全体を見渡していただくと、あるいはですね、先ほど風力発電のことがありましたけども、風力発電を、山を守るという意味で、認めないという方針を出した我が町ですけども、温井ダムの建設に当たってクマタカが生息している地域に道をつけないということがあって、道が途中までしか出来てないというふうなことがありました。クマタカはですね、非常に目がよくてですね、そういったもりみんのような小さなネズミ類のネズミのような小さなものでも見えるような鋭い目をしています。昼間は、クマタカのように、夜はですね、フクロウのように、町全体をですね、見渡していただいて、この町をですね、盛り上げていただければということで、ちょっと提案をしてみます。何か御意見があれば。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

すいません。お時間ない中で、フクロウに似ているというのを初めて言われましたが、改めて、キャラクターも考えてみたいと思います。もりみんは結構もう有名だと思います。私も町長室に着ぐるみ、着ぐるみじゃないや、もりみんを置かさせていただいておりますし、某番組で自ら着用、着用言っちゃいけん、もりみんになりまして、つかみとして使ったこともありましたので、是非こういうキャラクターを使いながら、まちのイメージを展開していきたいと思っております。その上で一問一答でありますが一つだけ。議員冒頭御質問の中で、避難訓練をするときに、コロナを恐れてですね、なかなか避難場所に行けないという声がありました。我々としてはですね、やっぱりいざというときには、コロナ禍を、コロナを恐れて避難場所に行けないという事態は避けなければならないと思っておりますし、ぜひ町民にも、改めてそのことは、お伝えしていかなければならないと思っております。その意味で集会所にも、何といたしましよるか、消毒液なりを配布をさせていただいておりますし、また避難場所も、集会所のみならずですね、最近の垂直避難といったこともありますもんですから、そういった意味で避難場所については、それぞれお考えいただかなければならないと思いますが、いざというときは、コロナを恐れることなくですね、やはり行動していただくということが、重要だと思っております。またそのことを改めて町民の皆様にもお伝えをするということで、今年はですね、去年はなかなかコロナで動けませんでした。危機管理室を先頭にですね、各自治会回らせていただいて、そういった個々の行動計画についてもですね、御相談させて

いただくような場合は、是非つくらせていただきたいと思いますので、その点また皆様にももちろん御理解をいただいて、是非、議会のほうからもですね、いざという時に本当に恐れずに、避難行動ということは促していただければと思っております。失礼いたしました。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、コロナについて再度、御回答いただきました。私の今日のテーマについては、命ということを掲げてまいりましたが、どちらもですね、命に関わる、コロナもそうですけども、災害に遭われるとですね、そういった命の危険があるということでございます。これから梅雨の時期になりますが行政の皆さんも、大変な時期になると思います。昨年のような1週間、全然、寝ずの管理をされるというふうなこともあります。健康に留意されてですね、災害はですね、行政の責務はやはり、災害を未然に防止することもですが、災害後のですね、いかに復旧をスムーズに早くするかが、行政の職員でなければ出来ないということ、私は考えておりますので、その点を申し添えて私の質問終わります。ありがとうございます。

○中本正廣議長

以上で田島議員の質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前12：00分

再開 午後 1：30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、これから午後の会議を開きます。引き続き一般質問を続けます。はい。7番、影井伊久美議員。影井議員につきましては、一問一答方式となりますのでよろしくお願い致します。

○影井伊久美議員

皆さんこんにちは。引き続き、お疲れさまでございます。私ごとではありますが、就任から1年が過ぎました。まだまだ日々勉強中ではございますが、日頃よりお支えくださっておられます住民の皆様には、感謝を申し上げると同時に、皆様の思いを、声を、町政に反映させるべく尽力してまいり所存でございます。またですね、町長をはじめ職員の皆様方におかれましては、日頃少ない人数でたくさんの案件を抱えられ、日々職務にあたられていることに敬意を表します。しかしながらですね、この日々の御努力、まだまだ住民の皆様には知ってもらえていないのが現状ではないでしょうか。こういったことをですね、住民の皆様にお伝えしたり、またですね、住民の思いとは違った方向性の行政運営がなされておれば、指摘をする立場であると心得ております。その上でですね、通告しておりました2題について、本日はしてまいりたいと思います。議長より発言のお許しをいただきましたので、順次質問してまいります。

まず、1点目、住民の暮らしやすさ向上と題しまして、ごみの分別について、これと、ベビーケアルームについて質問いたします。まず1点目のごみの分別について。各自治体にとって、今現在ベストだと考えられる分別ルールが定められていることと思います。本町が定めている、燃えるごみの分別は細かに分

類されており、複雑でございます。先日ですね、他市町にお住まいの方と、ごみについての意見交換を試みたところですね、本町の燃えるごみの分別の細かさに大変驚かれ、「面倒くさそう」といった意見をいただきました。またですね、その意見交換の場にはですね、本町の住民さんも居られ、いつもですね、ガイドブックを見ながら、きちんと分別したつもりでごみを出すけれども、回収不可で帰ってくる、非常に困っているとの声が聞かれました。この回収不可で帰ってきたごみを見せてもらってですね、これは、この分類、これは、この分類といった具合にですね、一緒に仕分作業をしたのですが、住民さん言われることに、「次、また1人でこれを分別するか、できるか不安だ」という声もありました。他方ですね、きちんと仕分がなされていないものについて、回収不可の黄色い用紙が貼られていると思います。それが未回収のまま、ごみステーションに残されている。この未回収のごみがですね、特定されずですね、何日もごみステーションに残ったままで、最終的には、地域の役にあたる方が処理をする。こういった状況も発生していると聞きます。またこの回収用紙にはですね、どういう理由で回収が不可だったか、書き込まれているケースと書き込まれていないケースがあり、後者の場合ですね、何が原因で回収不可となったのか住民としては理解し難いという声が聞かれます。このような状況を踏まえ、まず、一つ目に、住民にとって、非常に煩雑である、ごみの分別がなぜ必要であるか、大前提を伺います。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。ただいまのごみの分別がなぜ必要かということで、御質問いただきました。まずですね、ポックルくろだおを含めたごみ処理場におきまして、我々がやっている作業、業務の内容についてでございますが、1番簡単な言葉で申しますと、ごみ処理場で行っているというのは、分けるという作業を行っております。要は、再利用あるいは資源化できるものと、できないものに分けると、その分けた上で再資源化あるいは再利用できるものについては、お金を払って処理をしてもらい、あるいは売却に回すといった方法で処理をしております。で、その再資源化もどうにもならないものについては、焼く、焼却する、あるいはガラスくずとか、工事木くずのように、この小さく砕いてですね、最終処分場に持っていき、埋立地のほうへ持っていくという形になっております。要するにごみ処理場というのは、最終処分場に対して中間処理場という呼ばれ方をするんですが、要はごみが入ってきて、それをたくさんの区分に分けて、それぞれの行き先を決めてやることによって排出されたごみの流れがそこで完結する、というその途中の役割を持っているのが、ごみ処理場、中間処理場の役割でございます。その上でですね、分ける、ごみ処理場でその選別をする上で、もしごみが分別されていない状態で、そこのごみ処理場にどんと燃えるごみ、缶々、瓶、あるいはプラスチック、その他諸々のごみが一緒に入ってきた場合に、それを小さな区分まで分けようとしますと、多大な時間と労力と、それからコストがかかるということになっております。なので、その前の段階のごみを排出される段階のところ、ある程度の仕分というか分別を行っていくと、いただくことで後の中間処理場に入ってから流れがスムーズになるということで、ごみの分別については必要であるということでございます。燃えるごみのことで述べていただいたんですが、御存じのように、安芸太田町の燃えるごみにつきましては、焼却炉を有しておりませんので、広島市の安佐南工場のほうへ処理委託を行っております。そのためですね安芸太田町の燃えるごみの分別に関しましては、基本的には広島市の分別のほうに合わせたいという内容でございます。以上です。

○中本正廣議長

伊久美議員。影井議員。ごめんなさい、間違えました。

○影井伊久美議員

私も間違えておりました、訂正したいことがございます。燃えるごみではなくて燃えないごみでした。申し訳ございません。はい、この燃えないごみですね。燃えないごみだけではなくてですね、この中間処理であること、ポックルくろだおの役割やコスト面の観点から、様々な観点からごみの分別、これ大変重要であると私も感じております。しかしながらですね、本町が配布しておる、このごみの出し方ガイドブック、これには分別がなぜ必要か、だから、皆さん御協力お願いしますといったことが明記されていません。最後のページにですね、SDG s の紹介がありまして、ふわっとした環境に対する啓発止まりのようなことが書かれておりますが、なぜ分別が必要か具体的に明記してですね、目的意識を住民の皆さんと共有することが必要ではないでしょうか。この点を指摘してですね、次に、燃えないごみの回収不可、ごめんなさい、燃えないごみの回収不可、発生件数は、1回の回収業務でどれくらい起こっているのかが1点と、併せて回収不可の黄色い用紙を貼ることですね、どの程度作業ロスが生まれる、この2点をお伺いします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

燃えないごみのことですね、回収不可発生件数、それから、その用紙を貼ることについての作業ロスのことで質問をいただきました。失礼しました。まずですね、回収不可の発生件数でございますが、まず令和3年度、令和3年の4月から3月まで、それと令和4年度、今年度の4月5月の2か月の部分で、木曜日の収集における燃えないごみでの収集不可、発生件数、要は個数のほうを述べさせていただきます。まず令和3年度におきましては1回当たりの平均がですね、22.7個、約23個弱、1回の収集で、町内全域で収集出来ないごみがございます。それに対しまして、この令和4年度の4月5月におきましては20.8個、21個、約21個ぐらを残して帰るとる状況です。それとはまた別にですね、燃えないごみの4区分につきましては令和3年の1月から開始をさせていただきました。その点でちょっと見方を変えまして、令和3年の1月から12月までの1年間と、今年の1月から5月までの5か月の部分を比較しますと、令和3年の1月から12月までで言いますと、収集1回平均でいうと、23.9個、約24個のごみを、燃えないごみを残して帰っております。それに対しまして令和4年の1月から今年の1月から5月までですと、1回当たり18.2個ということで18個ちょっとということで、少しながら減少傾向にはあるんですが、まだ1回当たりの木曜日、燃えないごみのほうだけで約20個程度を収集、集積場所のほうに、収集出来ずに置いて帰っているというのが現状でございます。それから、その収集不可の用紙を貼ることによる作業ロスでございますが、燃えないごみ4区分を開始した令和3年1月、この部分を境としまして、令和2年の1月から12月までの12ヶ月とそれから令和3年の1月から12月までの12ヶ月、それから今年の1月から5月までの木曜日における収集時間、これは8時に収集スタートして、ポックルにごみを持ち帰って、計量終了した時間で計算しておりますが、その収集時間を比較したところですね。令和2年と令和3年では、約20分程度、収集時間が長くなっております。要はポックルに来る時間が遅くなってるといところが分かりました。令和4年につきましては5ヶ月間なんですが、ほぼ横ばいといったような時間でございます。先ほど述べました収集できないごみの個数が、1回当たり20個前後ありますということをお述べさせていただきましたが、それとちょうど照らし合わせてみますと、ちょうど収集不可のチラシを貼る時間が、持って帰れないごみ一つにつき約1分前後かかっているのかなと、思われるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい。御答弁いただきましたとおり、ごみを出す側にとっても、回収する側にとっても、相当な負担があることがうかがえます。この双方の負担軽減も考慮されてか、ごみの分別説明会などを行っておられますが、これについての効果がいかにどうか、お尋ねいたします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。ごみの分別説明会の効果、成果ということで御質問いただきました。説明会、この説明会でございますが、その説明会を行いまして、その場です、は大体の方ほとんどの方がよく理解出来たと言っただけが多いです。しかしながらその場では理解をしていただけるんですが、実際に家に帰られて、ごみを実際に目の前にされて、それを袋に仕分しようと思ったときには大半の方が迷われるのが多いのではないかと思います。そのためです、説明会を行ったからといってすぐ、その地域での、収集不可の発生件数が、がくっと変わるとかいったような、そういった短期的な成果というのはなかなか望めないのかなとは思っております。しかしながらです、そういった周知啓発を行う機会を与えていただくことで、少しでも住民の方に、分別に対する、ごみに対する関心を持っていただきまして、以前であれば、それまでであれば、もう分からない、今はお家のほうに放置をされとった、あるいはもう投げっ放しになっとなったというようなごみが、直接、ちょっとポックルのほうまで聞いてみようかというような、行動にです、移していただくようになれば、今後、長い目で見れば徐々にではあります、効果が表れてくるのではないかと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。御答弁いただきましたとおり、効果が表れるのに時間が要したり、全くそのとおりだと思います。加えて、私も冒頭に申しました実例のとおりです。人は忘れる生き物です。おっしゃられるとおり、説明会や啓発活動といった類いのことは繰り返し、繰り返し行っていかねば、浸透しづらいものと考えます。そこで、重要なのが、各家庭に配布されているごみ出しガイドブックの、これの内容ではないかと感じております。5月広報とあわせて、この配布済みのガイドブックがございますが、これでは、仕分が困難といった声が多数聞かれております。この声は行政にも届いているはずではあります、これ出される前に改善の余地はなかったのかどうかお伺いいたします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。ガイドブックについての御質問をいただきました。令和3年1月から開始した燃えないごみ4区に加えて今年4月から、家庭ごみ指定袋の外袋を燃えないごみの小の袋として使用可能としたこと等から、令和4年版のごみ出しガイドブックということで新たに作成をさせていただきました。内容につきましては、まず基本的な事項というのはどうしても押さえないといけないところもありまして、それを押さえつつも、あと、文字ばかりでなくイラストを多用して、御高齢の方にも見えやすい

よう配慮して作成したつもりではあるんですが、その基本的な部分を押さえるに、正直、作った側から見ましても、ちょっと、その基本的な部分のみに終始してしまって、まだ住民の方から見て、見たときにかゆいところに手が届くというか、そういったところを内容には至っていないというのが正直なところでございます。令和4年の1月に燃えないごみ4区分を始めた後にですね、5月にそれを分かりにくいということがございました。住民の方からもございましたんで、A3判の1枚物ではあったんですが、燃えないごみ4区分の分け方というチラシを、各戸配布をさせていただきました。この今回のガイドブックにつきましてもですね、まだ内容のほうのこともあるんですが、何らかの形での補完するものなりが必要になってくるのかなという思いでは思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。十分配慮されて、いろいろと検討されているとは思いますが。それでですね、お隣の廿日市市や、広島市がどうなってるかちょっと調べたところですね、こちらにおいてですね、ごみ分別五十音表なるものが、各家庭に配布されておったり、ホームページからも閲覧できるようになっております。これ内容を見てみるとですね、非常に分かりやすい、一目瞭然で調べられるんですね。このことについてですね、廿日市市の担当の方にお話をちょっと伺ったんですけども、廿日市市では平成26年度より導入されており、ごみの分別についての問合せ件数も削減できているようで、効果があるというふうにお伺いしました。またですね、同地区にお住まいの方にもお話を伺ってみました。このガイドブックがあることで、ごみの仕分が、非常にしやすい、負担感をあまり感じないといった声が聞かれました。是非ですね、本町もこのようなガイドブックを作成できないものか、これについてお伺いいたします。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。ごみの分別の五十音表について御質問いただきました。このごみの五十音表、本町におきまして衛生対策室のほうでも、これは五十音辞典という形ですね、現在作成中でございます。ただあの、コロナ禍による生活様式の変化とかですね、あるいはごみの種類が、非常に現在多岐にわたるとということもございまして、後々、1回作っても後々項目の追加というのは当然避けられないことだと思うんですが、できるだけ漏れのないような内容で作成したいということで、今、中身を詰めている最中でございます。ですが、できるだけ早急にこれを作成して、何らかの方法で住民の方にも周知ができればと考えております。また今年度、町内全域でのごみの分別説明会をさせていただいておるんですけども、5月末現在、6箇所、行っておりまして、80名余りの方に参加をいただいております。6月以降で現在のところ19会場での開催が決まっておりますので、その説明会の中でですね、またいろいろ寄せられた疑問であるとか、これはどうだろうかといった御質問等も踏まえて、その内容に反映していければと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。課題は多々ある中、もう既に進めていただいているということで、ごみを出す側ですね、回収する側、双方にとって負担軽減が見込める、この五十音順のガイドブックの作成を、これを加速させていた



だきですね、併せて、ごみについての啓発活動、町が取り組んでおられることも積極的に発信されたい。その上でですね、みんなで環境について考え、持続可能な暮らしやすい町へとつなげていくことを期待し、次にですね、ベビーケアルームについて質問したいと思います。2 題目のベビーケアルームについて、まず最初に、町内公共施設に設置されているベビーケアルーム、いわゆる授乳室は何箇所ございますか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。議員のほうから、ベビーケアルームについての御質問いただきました。ベビーケアルームは乳幼児のケアのための個室ブースのことでございます。議員からの御質問いただいた後、町内いろいろと調べてみるんですけども、実際に授乳室という形で設備が設置したところはありません。授乳されるということになりますと、それこそ公共施設におきましては、空き施設等、空いた部屋をですね、急遽御利用いただいて、そちらで授乳等をしていただくというのが、これまで常であったというふうに思います。ケアルームということで、あえて言うならば、平成 29 年度に改修いたしました、その地域ケア、地域支援センター、そちらの多目的のお手洗いでもありますけれども、1 階と 2 階にベビーチェアで 2 階には、診療台ぐらいのベッドというか簡易なベッドが設置してあるぐらいの、今そういった状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。御答弁いただきました。町内にベビーケアルーム、もうないに等しいということで認識しております。ではなぜ、設置をされていないのか、その理由を伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、健康福祉課の分野からのお答えになって大変恐縮でございますけども、どうしても施設の整備におきましてはコストの削減でありますとか、長寿命化の観点、または、本町におきましてはどうしても、高齢の方、それから障がいをお持ちの方等に対する、利用しやすい、イコール、誰もが利用しやすいといった方向に行ってしまうがちなところもございます。さらに、子育て世代への対応については、実際には保健師によります訪問でありますとか、また健診についても、3 歳児、1 歳児半とか、そういった年齢に応じた健診も行っております。そういった母子保健活動によります健診のほうが、どうしても主になってしましまして、設備の整備とか、設置というのがどうしても後回しになっていたというふうには、思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

子育て世代には違った形で支援をしているという御答弁だったんですけども、ではですね、このベビーケアルームの必要性について、本町ではどのように捉えられているかをお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。ベビーケアルームの設備の設置等については、これまでいろんな計画等を作成してきたところをもう1回ひもといてみると、令和2年度に、その当時、児童育成課というところが中心となりまして、第2期の安芸太田町子ども・子育て支援事業計画というものを、令和2年度から6年度までの5年間の計画を立てて、その中に四つの基本目標があるんですけども、四つ目の、のびのび育つ環境づくりという項目の中に、子どもと一緒に外出しやすい環境整備というところを一つ目標を立てて、このベビーケアルームの設置等について努めていくということを、計画として策定をいたしました。計画の中に盛り込まれているということは、やはり、これから子どもさんを育てていくにあたっては、やはり必要な設備ということであると、あるがためにこういった計画にも、載せておるといってございますので、やっぱり必要であるというところは認識しているつもりでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。おっしゃったようにですね、第2期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画、この中にもですね、安芸太田町は子育てしやすい町、そして、子育て施策を充実していく、この過程においてですね、こういった設備、私も大変重要ではないかと考えております。特にですね、道の駅、あとはふれあいセンター、川・森・文化センター、これらにおいて必要性が高いと感じております。近頃はですね、設備を設置するにあたって、畳1枚分だとか、可動式であるとか、手軽に据えられる授乳室も非常に回っております。本町、このような設備を設置するお考えがあるかどうかをお伺いいたします

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

改めて、まさに議員冒頭御指摘いただいたようにですね、我々のほうがなかなか手が届いてないところ、御指摘をいただいたんだと思っております。いみじくもお話をいただいたように、子育てしやすい町というのは、やはり目指さなければいけないところで、そういった意味で、きちんと計画にも上がっているわけですが、具体的な取組が行き届いてないところがあつたと思っております。調べてみると、この計画が出来て以来ですね、新規の施設を実は作っていない状況でですね、対応出来てない部分がありますが、改めて既存の施設も含めて、そういった取組が必要だと思っております。まさに、既存施設になるとどうしても改修ということもあるものですから、これまた十分手が届いてないところありましたけれども、議員御指摘のように、今はかなり安い費用で、そういった対応もできるということであれば、しっかりちょっと勉強させていただきながら、順次整備ができればなというふうに思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。大前提にですね、本町の子育て環境を整えて住民の利便性を図る、これはもちろんなんですけれども、移住定住、これを希望される方々、子育て世代にもですね、安芸太田町であればもう安心して子育てできる町、こういった印象を持ってもらえる、この設備の設置をですね、是非実行していただきたい。その上でですね、これは町長にお伺いしたいのですが、この子育て、安芸太田町は子育てしやすい町、こ

れを目指される中ですね、重要なそういった施設にですね、ベビールームがない、こういったのが現状であります。このようにですね、行政が掲げる目標や計画、しかしこれとは矛盾する、あるいは少々方向性がずれている実態、これが本町には他にもこういったケースがあると私は感じております。真にですね、どういったまちづくりを目指すのか。自然を生かしたまちづくりと、町長がよくおっしゃられますが、どう自然を生かすのか。また、どう子育てしやすいまちにするのか。この1番ですね、大切なビジョンに少し霧がかかっているように感じております。鮮明なゴールでないが故、計画と実態に齟齬が生じるのではないかと思います、このあたりについて、町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、これまた大変重要な、そして耳の痛い御指摘をいただいたとっております。その前に一つだけ、冒頭ごみの話をいただきました。改めてですね、このごみについても、その分別の必要性を共有するということが大変重要だという御指摘も、これ本当に重要なことだと思っております。改めて本町のような小さな組織であります、町民の皆さん、住民の皆さんに御協力いただきながら、仕事を進めていかないと、やはり難しいと。逆に言うと、ごみの分別も、もっと我々のほうでですね、人とお金をかけさえすれば、町民の皆さん、ある意味そういった分別という面倒くさいことをしなくても済むわけでございますが、逆に町民の皆さんに御協力をいただいて、できることはやっていたからこそ、今のコストで済み、ごみの収集の料金もあの程度で抑えられてるということだと思っております。そういった意味で、引き続き、できることはお願いをさせていただきながら、逆に今、なかなか地域も疲弊をしてるという中でですね、いろんな分野で、行政これ肩代わり出来ないかという御指摘をいただくんですが、そういったことについても、もちろんコミュニティーの維持も含めてですね、町として負担をしていかなければならないことがあるとは思いますが、できる限り町民の皆さんにも御理解をいただくことによって、よりそこでかけた行政コストを別の分野で、より行政サービスを良くしていくために使わせていくためにもですね、引き続き御理解が必要だと思っております。その意味で、目的意識の共有というのは大変重要だと改めて感じさせていただきました。すいません、その上で、御質問のビジョンの件でございます。町のまちづくりのビジョンという意味では大本は、やはり第二次長期総合計画になると思うんですけども、これ私も就任当初にお話をさせていただきました。現在の長期、長計というのはですね、必要な施策は、しっかり盛り込まれている分、かなり網羅的にもなっているの、結果としてその優先順位あるいは重点的に力を入れる部分というのがある意味、ぼやけているのかなと私自身は感じておりました、ただそこで、そうはいっても長計を1から見直すというよりは、必要なことは書いてあるわけですから、その優先順位をやはり私なりにつけさせていただいて、取り組ませていただきたいということで、それが私なりの思いでいうと、予算の骨太方針ですとか、具体的な予算編成として表れてきてるわけでございますが、やはりその部分において、より強く、カラーといいますか、打ち出していく必要はあるのかなと思っております。一方で、そういった優先順位をつけるとですね、どうしても優先する部分はもちろん進みますけれども、そうでないところもやはりどうしても出てくると。その力加減という部分で、今の施策についても進んでるところもあれば、逆に思ったほど進まん、進めてない部分も正直出てきようかなと思っております。それは私なりの優先順位のつけ方ではありますが、今日、こういった形でですね、個別の問題について、それぞれ議員の皆さんから御指摘をいただきました。そこは大変申し訳ないながらも、引き続き御指摘をいただきながら、そのときそのときでできることについては対応させていただきたいというふ

うに思っております。改めて、霨がかかっているという点については反省をさせていただきながら、より打ち出しができるように努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、是非ですね、橋本カラーを打ち出されてですね、これを大元にですね、計画と実態のギャップを、根気よくですね、一つずつ埋めていくことが住民の暮らしやすさの向上につながると私は考えております。今回は、ごみの分別と、ベビーケアルーム、この2題についてお伺いいたしましたが、どちらも前向きに検討、取り組まれるというふうに期待をしておるところでございます。今後もですね、この住民の暮らしやすさ向上、これシリーズでいろいろとお考えを伺っていきたくて考えております。

では、続いてですね、2題目、Withコロナと題しまして、マスク着用とイベント開催について順次質問いたします。1点目、マスクの着用について。先般、政府がマスク着用の新たな見解を発表されました。とりわけ、子どもや屋外におけるマスク着用について本町の今後の対応方針をまず、お伺いいたします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。マスクの着用についてのお問合せをいただきました。マスクの着用は従来同様、やはり基本的な感染防止対策の一つとして、重要な位置づけにあることは変更ありませんけれども、これからの夏場の熱中症のリスクでありましたり、また発達心理、保育への影響等を踏まえまして、議員お話にありましたように、本年の5月20日付けでですね、国のコロナウイルス感染症対策推進本部、また子ども家庭局のほうからマスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについてという事務連絡が発出されました。この中、この中身を見ますと新型コロナウイルス対策として着用をしているマスクは、屋外で身体的な距離が一定程度確保できる場合でありますとか、また屋内でも身体的な距離が確保できる、そして会話をほとんど行わない場合など一定の条件下であれば、マスクの着用をしなくてもよいというふうに、このパンフレットのほうでは、リーフレットですか、このように記載をされております。この内容につきましては、5月の27日付で、町のホームページのほうでも一応公開をさせていただきました。本町といたしましては、これまで同様、マスクの着用についてですね、基本的な位置づけも変わりはないというふうに思っておりますし、また、国、県が示します対策に準じまして、感染予防を継続していきたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

先日ですね、6月1日付けでしたかな、学校からも、学校伝いにですね、このリーフレットが、丁寧に配られたところでございます。課長おっしゃられた御答弁とおりですね、もう既に日中は暑い日が続いております。そしてですね、季節の変わり目の今こそですね、熱中症が懸念されるところでございます。またおっしゃるとおり、マスク着用による乳幼児や幼児の発達への影響を懸念する声があったり、子どもたちのコミュニケーションが阻害されているとの指摘もあります。そのほかにもですね、5歳児以下の子どもたちへの心配事として、手足口病やヘルパンギーナなど、ワクチンのない感染症に感染する機会がなく

なっており、同時にですね、免疫をつける機会も失っている、こういった医師による見解も聞き及びます。マスク着用による子どもへの将来の影響については、軽視出来ないことと捉えております。しかしまだまだですね、屋外においても、マスク着用される方が多くいるのが現状です。マスクが外せない理由にですね、感染予防、あとは人の目が気になる、マスク警察が怖い、顔を隠したいなど、それぞれに理由があるようです。マスク生活3年目に突入した今日、同調圧力とマスク依存、これは思いのほか強いことがうかがえます。現在、認識や意見も錯綜している状況下ではありますが、住民の安心感の醸成のために、場面に応じた適切な注意喚起を行っていく必要があると考えます。また、マスク警察などといったトラブル回避のためにも、国の方針を周知することが自治体としてすべきことではないでしょうか。これらを防災無線やホームページなど活用され、周知してはいかがか見解を伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。ホームページ、防災無線やホームページでの公表について、町の考え方をさらに明確に、町民の皆さんにお示しするという、そういった御質問であると思えますけれども、国、県、失礼しました、国が示しましたリーフレットについては先ほど申し上げましたように、5月の27日にホームページのほうでは公開をさせていただきました。これから、暑い日が続きますって、先ほど議員がおっしゃったように、やはりまだまだそのマスクの着用に対するいろんな思いの方がいらっしゃいます。この思いについては、先の5月31日付けでしたか、中国新聞のほうにも、いつになたったらはずせるんだらうかと。またそういった、マスクをつけないでいたら、逆に怒られたというような記事も載っておりました。まだまだ、そのコロナが完全に、完全ということはあるんですけど、収束する、したような状況ではございません。とは言いながらも、やはりこれからの季節におきます熱中症云々の心配もございませぬ。そういった意味を込めまして、町のほうから、これまで国のほうから来ました事務連絡についてですね、防災無線のほうも、一応文章等も考えてみようというふうには思っております。とは申しまして、かなりこれ内容的に細かく説明をしなければいけません。それこそ、屋外の場合でも外してもいい場合で外さないほうがいい場合、逆に室内においても、外しても大丈夫な場合とそうでない場合、とは申しまして、やはり高齢者の方とお会いになるときは、やっぱりマスクの着用はお願いしますし、病院等に入られるときにはやはりマスクの着用が必要になってくる、そういった細かなことを、防災無線等で、それをづらづら、説明するとかなかなか難しい。そういったことも考えまして、やはり、言葉を丁寧にどういうふうには放送したら、こちらの意図が伝わるかというのも、少し研究のほうはさせていただきたいと思えます。また、今回、国から示されましたリーフレットにつきましては、本来、町民広報の6月号のほうで間に合えばですね、お配りすれば1番良かったんでしようけれども、ちょっとそういった機を逸しておりますので、今皆様がお集まりになります公共施設等、また、4回目の接種が、これから始まっていきます。病院の受付等においても、このリーフレット等を置かせていただいて、これからのマスクの着用などについてのですね、考え方について、町民の皆様にお知らせする機会をつくっていききたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

きちっと対応されているということで、併せてですね、やはりこのマスク着用についてのトラブルが発生しないように、極力努めていただきたい。またですね、6月10日以降ですね、外国人観光客の受入れ

も開始が始まります。本町にもですね、外国人観光者の来町者が増えることも予想されます。昨日ですね、7日には観光庁から、外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインも発出されております。このことも併せてですね、本町はどう対応していくか、引き続き検討されたいと申し添え、続いての質問、イベント開催について移りたいと思います。

イベント開催が、今年度も様々なイベントが中止されると聞き及んでおります。この件に関しては、昨日、同僚議員からも指摘がありました。私も全く同じく地域の活力が衰退するばかりではないかと懸念をいたしております。コロナ禍においても、工夫しながら、住民が交流する場を維持していく必要性を強く感じております。そこでまずですね、本町が実施するイベントは年間を通してどのくらいあるのか。そのうち、今年度において、開催予定や中止決定のイベントの数を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、本町が実施するイベントはということでございます。本町が直接実施するイベントというよりも、実行委員会の形式でイベントが開催されるものがありますので、町が関わってる関わってないを合わせてですね、把握している大小のイベントにつきましては、34種類あるように把握しております。そのうち、開催予定や中止決定のイベントの数は、ということでございますが、5月末現在、開催もしくは開催予定のイベントは6つあります。8月11日開催予定のやまがたサイクル、9月18日予定の安芸太田しわいマラソン、10月に開催予定の、恐羅漢山周辺を走る、恐羅漢トレイルなどがあります。その他、開催をしても内部のみで周知しないイベントもあります。一方、中止イベントにつきましては、中国地方選抜神楽競演大会、ふれあい戸河内まつり、つつが龍頭峡まつり等、13のイベントの中止発表を受けております。残りは検討中と聞いているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。残念ながら、中止決定されたイベントは、いずれもコロナ感染症によるものと予想はしますが、中止決定に至った理由や経緯が分かる範囲でお知らせいただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。ほとんどがイベントにより、コロナ感染が蔓延することを避けたと聞いております。ふれあい戸河内まつりにつきましては、このコロナ感染が蔓延することを避けたということもありますが、コロナ禍での協賛金の依頼は困難として中止を決定したところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。ふれあい戸河内まつりについて触れていただきましたけれども、どのイベントにおいても苦渋の決断かとは思いますが、しかし、一方でですね、同じ広島県内でも開催されたイベントが様々ございます。例えばフラワーフェスティバル、これはどのように実施されたか、実施についての実態を調査や把握などはされておられますでしょうか、伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

町のほうで把握しております、5月に、5月の連休に実施されましたフラワーフェスティバルにつきましては、パレードを中止されております。飲食も全て中止とされました。ただし、花の塔など、フォトスポットをたくさん作り、ステージイベントとして、広島国際会議場など、屋内3会場で、歌でありますとか、ダンスなどを行ったというふうに聞いております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。つい最近では、とうかさんと浴衣できん祭なども実施されましたね、このフラワーフェスティバルや、ほかの祭りの状況を検討材料にし、本町でも創意工夫の上で、イベント開催ができないものかお伺いいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御指摘のとおりですね、創意工夫により、イベント実施は可能であると考えます。産業観光課が、事務局を行っております、ふれあい戸河内まつりなどもそうなのですが、感染対策の徹底は常に義務づけられております。イベントの規模により制限はございますが、5000人未満の規模のイベントにおきましても、チェックリストのホームページの公表があります。主催者にとっては厳しい条件が課されるということも実態としてあります。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

厳しい条件があることは理解しました。おっしゃるとおりですね、感染対策の徹底、これをはじめですね、主催者が悩むポイントにですね、参加者の把握、管理、こういったことや、密集回避のための人員確保、こういったこともあると理解します。しかしですね、このように、厳しい条件では、いつまでたっても開催できないのではないかと感じますが、いかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町内各種のイベントにつきましては、先ほど言いましたように実行委員会形式でございます。主催者でありますとか、各種団体の関係者のほうからの御意見ではございますが、感染対策でありますとか、そのリスクを考えると、開催は難しいと判断をされているのが現状でございます。それと、開催をしても、不完全燃焼となるということから、中止決定をされる団体もあるというふうに聞いておるところでございます。現状では、イベント開催するためには、相当な準備が必要としますし、主催者側には大きな負担となっているところは事実だと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。では、視点を変えてですね、イベント中止が続く中ですね、地域の活力が低下している現状を懸念しますが、この点についての見解をお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、イベントの、イベントと地域の活力の低下に御指摘いただきました。昨日の御質問にありましておりでございます。イベントがないことによってですね、地域の皆さんの交流が少なくなるということは大変心配をしております。特に正直申し上げますと、かなり、3月の蔓延防止の取組がなくなって以降もですね、かなりそういった意味では下がってきてる状況ではないかと思えます。加えて、これまでの町内の感染の状況を見ますと、多くはですね、やはり町外から何がしかのことで持ち込んで、それが家庭の中で広がると、町内でその感染がさらに、ほかの家庭に飛び移っていくという事例は、特にここ最近あまり見受けられないのではないかというふうに思いますので、町としてもですね、できるイベントについてはできるだけ開催をしていただければなあという気持ちを持っております。ただ一方で、やはり町外、先ほども申し上げました、町外の方を対象にするイベントというのは、それなりにリスク管理をやったり考える必要もあろうかと思っております。現時点でですね、今、その国が定めておられるルールを破ってでもやるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。なかなかそういった意味で、すっきりした答弁ができないんですが、ただ、私どもも関わるイベントについては、リスク管理は考えながらも、できるだけ開催をしたいと思っております。その意味で先ほど申し上げた、8月の8月のやまがたサイクルですとか、9月のしわいマラソン、これらは特に屋外でやはり実施するイベントでございますので、できればぜひ、実施したいということで、今準備を進めさせていただいております。なかなかこの状況がですね、ちょうどやっぱり過渡期にあるのかなあと。下がってはいるけれどもまだまだ推移を見ていかなければならないという状況。イベントについても本当に無制限にできる、やっていいかどうかというのは、なかなか国としても、あるいは県としても、判断が難しいところではないかと思えます。もうしばらく、経緯を見ながらですね。開催されるものについては、町としても、できる限り応援をしていきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。イベント開催へ向けてですね、後押しとなるような、一步踏み込んだ策を練ったりですね、知恵を出し合わなくてはならないとの現状を感じております。地域がですね、イベント主催者と十分に協議し、本町の活気、これを取り戻すべく取り組んでいただきたいと思えます。イベントや祭がないのが、当たり前になってしまっている現状ではありますが、この重い腰が上がらなくなる前に手を今打っていかねばならないとも感じております。しかしですね、最終的な開催の判断や責任はですね、主催者に委ねられることと思えます。ではですね、町はですね、地域の活力、これや活気を上げる方策があるのかをお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長



はい。続きまして御質問いただきました。これも昨日、同趣旨の御質問いただきました。大変難しい問題だと思います。地域活性化ということの特に言っていただきました。元々の本町における地域活性化というのは、やはり過疎をどう食い止めるかということだったと思うんですが、それに加えて、今はコロナというのが入ってきて、本当にそういった意味では厳しい局面にあると思っております。地域でのイベントをできるものについては、できるだけ復活をさせていただきたいと思う一方で、なかなか妙案がない中で、繰り返しになりますが、私も含めてですね、まずあの、職員、積極的に出ていきたいなと思っております。質問の中でもお答えをしました。今年になって初めてですね、ごみの分別についての町内の説明会というの、今一生懸命計画を立てております。また先ほどちょっと触れさせていただきましたが、危機管理室を中心にですね、各地域、地域での避難計画等についてもいろいろ議論させていただきたいということで、危機管理室もこれからしっかりと地域に出向いて話をさせていただく、私自身も引き続き、はしもトークというような形でですね、町民の皆さんと話をする機会をできるだけ増やしていきたいと思っております。まずはそういったところから始めさせていただいて、我々と町民さんの間でコミュニケーションをとっていくところから、まずは取り掛かり、取り掛かりをさせていただきたいなというふうに思っております。もう一つはですね、イベントも、もちろん確かに重要だと思うんですけども、そのイベントの中身も、ある意味、考えていく必要があろうかなと思います。イベントとの、やはりきっかけにすぎないのかなという思いもありましてですね、何のためのイベントなのかということを考えながら、各それぞれのイベントというのも考えていく必要がある。また確かに、いろんなイベントがなくなって寂しい思いをされてる方は、そうはいっても相当おられる中で、従来のイベントとは別の新たなイベント、それこそ、影井議員も、わくわくフェスタですか、そういった取組、若い人たちが集まるような取組もされていたということが私も記憶しております。今までのイベントとはまた違う形でですね、是非これやりたいという動きもある意味出てくるのではないかなと思っております。そういった部分をまた後押しをしていくような取組も必要なのではないかなと思っております。十分な答弁にはなっていないと思いますが、以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。是非ですね、開催に向けて意欲のある団体などには後押しをしっかりと行っていただきたいと思っております。この2年半ほどですね、失われた士気を取り戻すのにはですね、相当の労力を要することが見込まれます。町長がおっしゃられたようにですね、コロナを克服するためや、それに向けてできる努力は最大限に行っていく必要があると感じます。また、ちょうど今は過渡期であるということをおっしゃられました。過渡期である今、今だからこそ、Withコロナへの準備を徹底して行いそうですね、活気と活力、これが失われないよう、前もっての対策を講じていっていただきたいと申し添え、私の一般質問を終えます。

○中本正廣議長

以上で影井議員の質問を終わります。しばらく休憩といたします。

( 休憩 午後2時27分 )

( 再開 午後2時35分 )

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。はい、2番、斉藤マユミ議員。斉藤議員は一括方式となりますのでよろしくお願いします。

○斉藤マユミ議員

失礼をいたします。2番、斉藤でございます。通告しております一般質問をさせていただきます。私は、ITとですね、横文字が苦手なものですから、一括はちょっと出来ませんので、一括じゃない、一問一答は出来ませんので、一括でやらせていただきます。よろしくお願いいたします。昨日に続き長丁場ですので、お疲れのこととは思いますが、よろしくお願いいたします。橋本町政2回目の編成予算がスタートし、2ヶ月が過ぎました。初めに、4月の町民広報コラムの抜粋をさせていただきます。「骨太プログラムに沿って、さらに工夫を加えた新規施策を進めます。令和3年度は、コロナ禍の影響で、移住定住対策が進まず、この状況を改善するため、令和4年度は、首都圏や広島市の潜在的な移住者、定住希望者の掘り起こし事業を行うと共に、住宅確保も一歩踏み込んで、空き家のリフォーム事業と新規町営住宅の建設事業を開始します。もう一つ重要課題である産業振興の観点では、本町らしい仕事づくりということで、引き続き観光振興に力を入れるほか、令和4年度は、新たに町独自で営農指導員を確保すると共に、農業振興計画を策定し農業振興にも力を入れます。さらに、令和4年度は、本町の長年の懸案事項であった加計スマートインターのフルインター化や、旧JR滝山川橋梁の撤去について準備を進め、厳しい財政事情の中で、町の活性化に必要な事業はしっかりチャレンジをしながら、将来の財政負担、道の駅再整備、加計スマートインターのフルインター化、鉄橋撤去、生涯活躍のまち筒賀拠点整備事業等に備え、将来を見据えた予算」とされています。

重要課題の産業について、三つの質問をいたします。一つ目、入り込み客増大に向けた今年度の取組について。二つ目、地元産品の掘り起こし、販売は。三つ目、深入山景観維持についてでございます。1番目の入り込み客増大に向けた今年度の取組について。近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、入り込み客の減少が見られましたが、今では、まだ油断も出来ませんが、新型コロナウイルス感染症も少しずつ落ちつきを取戻しつつあります。これから希望が持てるのではないのでしょうか。地域商社あきおたにより、観光キャンペーンとして、今年度の新企画で本町の自然を活用した、観光需要を促進するため、歩くことをテーマとして、年間を通じた日帰り等のツアーを企画され、既に「安野駅と寺領のしだれ桜を巡るツアー」、「花の駅から桜名所巡り」や「早春の深入山と三段峡の三段滝、二段滝を歩く」のツアーで、これまで総勢43名の参加者の報告がありました。今後のこれからの展開をお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。斉藤マユミ議員より産業振興の観点です。特に観光についてのお話をいただきました。まず入り込み客増大ということなんですけれども、実はデータを先に申し上げますと、令和3年の1月から12月です。3年度ではなくて、3年ですね。1月から12月の入込観光客一応51万2000人という統計出ておまして、これが昨年、令和2年のに比べますとですね、実は3万1000人増加しております。主な要因は、これは冬のスキー、冬のスキーでございまして、十分な積雪があったこと等もありましてですね。観光客が倍増しております。また町内全般で言いますと、月ヶ瀬温泉が年間を通じて好調だったということですよ。

とか、あるいは、この場でも触れましたが、温井ダム周辺のグランピング施設の開業といった新たな観光施設ができたということも増加要因だったと思います。他方で、減少要因がございまして、これもこの場で何度かお話をしました三段峡遊歩道の土砂崩れの関係、あるいは筒賀地域での温泉の休業といったこともですね、マイナス要因ありましたがともトータルでは増えたという状況でございます。で、今年についてでございますが、これはもちろんアフターコロナを見据えてということもあります。また、徐々に今のところは減ってる中で、これまでの行動自粛の反動も出てくるのではないかなと思っておりますので、合わせて、入込客の増大というのにはしっかりと力を入れていきたいと思っております。具体的な取組で、最初に斉藤議員御指摘いただきました地域商社、DMOを取得したこともありますけれども、まずは、今年度、本町の自然を活用した、特に歩くことをテーマとした、これ観光スポットのみならず、本町いろいろ普通の、普通のと言いますか、どの場面でもですね、美しい風景が広がっているという特徴を生かして、歩くことをテーマにした日帰り等のツアーを、これ年間を通じて何本か企画をさせていただいております。既に2本ほど開催をさせていただいておりますが、7月はさらに龍頭峡、8月が三段峡、9月が恐羅漢、10月が砥石郷、そういったことで様々な企画を作っております、これはちなみに1回、1回人数少ないんですが、さらにみそはですね、帰りに必ず道の駅に寄ってもらうと。そうすると、1人大体2000円ぐらいですね、買物をして帰っていただくということで、かなり売上げのほうにも寄与してる、道の駅のですね、売上げのほうにも寄与してるんじゃないかなと思っております。また、観光消費額を今増加させる目的として、これも地域商社あきおおたの企画でございますが、道の駅巡りという企画などもやっております、5月には日帰り6日間やりました。6月には、9日間で実施する予定でございまして、戸河内と豊平、それから安芸高田の三ツ矢の里、さらには福富の4ヵ所を巡るようなツアーというのも、提案をしたりしながら、これまた売上げにつなげていく。さらにはですね、5月にはイタリアン精進料理と北広島、安芸太田二つの道の駅でショッピングみたいなそういういろんな企画も打たせていただいているところでございます。また道の駅自身も、月1回、大田市の鮮魚ですとか、あるいは三次のワインとか売るマルシェも、企画をさせていただいてるところでございまして、これが開催してまだ3回目でございますけれども、既に町外でも話が広まっているようでございまして、こういったことも含めてですね、道の駅にも多く来ていただく、また、町内にも来ていただく取組というのは、改めて地域商社DMOとしての役割を果たすということで活動を開始しているところでございます。また、もうちょっと宣伝させていただくと、入り込み客の増加という意味では、私自身も、営業回らせていただいております。4月に上京した際にはですね、読売旅行さんですとか、あるいはフランストラベルさんを訪問させていただいて、本町巡るツアー、企画のお願いをさせていただきましたし、また空港方面にも営業を行っております、ANAですとか、全日空、ANAエア、日本航空、さらには、広島空港、岩国錦帯橋空港、萩石見空港、そういったところにも依頼をさせていただいて、ちょうど広島空港と萩石見空港などという場合にはその中間地点に、本町が位置してるもんですから、両空港使っていただいて、本町経由してまた帰っていただく、そういうツアーなどもぜひお願いするといった取組もさせていただいているところでございます。改めて、そういった取組をしながら、入り込み客しっかりと確保させていただき、ただ入り込み客が増えるだけではですね、やはり本町の産業振興につながらないわけでございますが、来ていただいた時にはしっかりと体験活動を通じてお金を落としてもらうような仕組みを組ませていただく、その意味では、今年改めてですね、ヘルスツーリズム推進協議会の枠組みをしっかりと活用させていただいて、地域商社の事業と連携しながら、町内の各事業者さんが儲けていただく、そういう仕組みづくりも始めているところでございまして、しっかりとそういった取組を進めさせていただいて、入り込み客の増が、産業振興につながるよ

うな取組も頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい、ありがとうございます。お聞きしますと、町長自らですね、方々へと営業活動をしてらっしゃるということで、本当に町の顔をですね、売っていただいているということで御苦勞を感謝申し上げます。ちょっと重複にはなるかと思いますが、今、先ほどにも御紹介がございました。これは去年私が12月の一般質問で質問させていただいた時に、DMOがですね、取り上げられて認定されたということで、これからしっかり活動をしてまいりますという御返事を、去年の12月の一般質問でいただきました。それから、考えてみますともう早速に着々とですね、DMOが動き始めているということを実感をすごくいたしております。この今おっしゃった道の駅を巡るツアーでございますが、これ地域商社が、そういった意味で、いろんなところへ足を運びまして営業活動もされ、それでこれはJTBが企画をされたようにはお聞きをしております。これ5月にはですね、バスが計7台道の駅に入りました。1台がちょっと約40名の定員で7台入りまして、今後もですね、6月も、今の予定では、8回、道巡りがお見えになるそうです。このパンフレットをちょっと見ますと、ありがたいことにですね、「うれしいお持ち帰りも御用意」という中に、よしおのたい焼きが1個入ってるんですけど、こういうところもね、しっかり入れていただいたり、これから先いろいろ、欲言っていけば、まだ、安芸太田町産の美味しいものがたくさんあるんです。私、自慢じゃないですが、地元でいえば芝団子、これは相当有名でございます。こういったものも、将来的にはね、掘り起しをして、付け加えていただければな、ありがたいなと思いますし、順次バスがすごく今のところ入っているようです。この6日の日にですね、バスが、ここの前にもちょっと、役場の庁舎の前にも1台停まっておりました。これは兵庫県のほうの中学生が修学旅行でやってまいりました。総勢150名だったそうですが、前半と、グランドゴルフが雨で出来なかったという影響でしょうか。午前午後に分けて、ここでどういうんですか、花屋さんがやってくれるものをここでやったそうです、はい。そのときに、昼食をですね、川・森・文化・交流センターでお弁当が出たそうです。ところが話を聞いてみますと、このお弁当150食なんです、地元産でないんです、悲しいかな。聞いてみますと、これは筒賀のほうから入ったそうです。筒賀じゃなくて湯来から入ったそうです。湯来のどこかということまでは追跡はしておりませんが、なぜ安芸太田にこれを落ちなかったのかなというのを思いますときに、アレルギー対策の食事が出来ないという、その対応が出来なかったということで今回没になったようですが、これはせっかく地元でとれるものをですね、よそへ逃げてしまうというのは、これからの検討課題じゃないかなと思います。そして夕べはですね、大阪の住吉中学校が、いこいの村へですね110名、夕べと今晚と、宿泊をされます。今日は、午前中は宮島のほうへ行かれまして、午後、何かカヤックをセットで、でないとお泊まらないと、泊まってセットでない、カヤックが出来ないというような話も聞きまして、宿泊を、今晚、いこいの村のほうでされますが、これ110名、昼食はもちろん、だから市内出られているから、宮島のほうでされるんじゃないかと思えますけれども、こういったことがですね、これから先どんどんですね、コロナ禍が落ち着いていきますと、増えてまいると思いますので、いろんなですね、こういったものをしっかり町内へどんどんですね、先ほどもおっしゃってましたけれども、広めていただきたいと思えますし、コロナ禍でちょっと、ですから体験学習でもですね、森林セラピーとかいったものがちょっと、最近あまり、聞く機会がなくなりました。あれとかカヌーとかラフティングとかですね、アウトドアの体験というのが非常にあるそうですけれども、その指導者がなかなかいらっしゃらないということで、成立しない

面が多いそうです。今後ですね、これはやっぱりアウトドアの人材育成というのをですね、とてもやっぱり講習受けるのには宿泊を兼ねたりして、うん万の費用がかかるそうです。ですからこのこういったところを受けたい人があっても、なかなか費用の面で受けれないということがあるので、町のほうである程度、何かの形で助成をしていただいて、この期間は安芸太田のために、将来ここまではやってくださいというような確約をつけてですね、そういった講習が受けれるような制度も、これからつくっていけると、若者の方たちがたくさんおいでになるんじゃないかと思います。その関係者の方にお聞きしましたら、それはやっぱり1番ネックだというようにおっしゃってました。その点についてちょっとお聞かせ願えればと思います。

○中本正廣議長

はい。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、お答えをしたいと思います。地域商社あきおおたにつきましては、先ほど御指摘ありましたように、観光地域づくり法人ということで、DMOを形成するという事で観光庁に登録しております。このDMOといいますのが、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた、観光地域づくりを行う舵取り役となる法人でございます。御指摘のとおりで、地域商社あきおおたが実施するのではなくて、宿泊施設、事業者でありますとか、飲食店事業者、さらに、地域住民の皆様と一緒に事業を実施しなければならない、そのためには事業者のほうにお金が落ちなければいけないというようなことがないですね、今後長続きしていかないですし、そこで終わってしまうということになるかと思えます。事業の内容につきましては、先ほど御説明がありましたけど、教育旅行、修学旅行生につきましても、上半期につきましては民泊のほうが出来ませんので、こういった体験もの、体験別選択で受け入れるということになってます。今年度計画しております受入れ校9校で、生徒数が948名、約1000人の受入れをし、選択別体験を実施すること、それのお金が地域に落ちることになるかと思えます。下半期につきましては、民泊のほうも実施をしますが、民泊の家庭のほうも、たくさんでなくて、できるだけ、人数を抑えて実施する、他市町と共同で実施する、ということで、無理のない生徒の受入れを計画しているところでございます。先ほどありましたような指導者の研修については、既に取り組を開始をしております。地域商社に、あきおおたにありますヘルスツーリズムの協議会において、指導者の育成をしっかりとやっていこうということで事業計画を立てられてますし、町のほうも後押しをしたい、補助金などの支援も行っていきたいというふうに思ってます。そういった形で、安芸太田町に関わる人材、特に森林セラピーを中心とした、自然、最終的には、企業、企業が、森林セラピーのほうを使っただいて、健康になっていかなければいけないというような、やはり最終的な目標もあつたりしますので、そのためには、しっかりと安芸太田町を使っただいて、企業の健康保険組合などが、こちらのほうに来ていただいて、しっかりとお金が落ち、元気になっていただければ、目的は達成されると思えます。そういった意味で言いますと、御指摘のとおり、たくさんの人材が必要ですし、しっかりと町も後押しをしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

一括方式ですので、あと1回しかございませんよという、後ろのほうから御指摘がございまして、大変だと思っております。あれです、育成に力を入れていくということですし、コロナもこれからね、だ

んだん、収まってくると、いろんな行事が活発になってくるものと思いますし、しっかりですね、やはり昨日も町長もおっしゃいましたけれども、産業観光課だけでなしにですね、全職員の方にやっぱり目を向けていただいでですね、あの手この手でですね、やはり、町がそういう、入り込み客で潤うように、しっかりとやっていくべきだと思います。短く終わりたいと思いますので、それでは二つ目の質問に入ります。

2番目の地元産品の掘り起こし、販売について。これまで、農林水産業の収益向上対策として、祇園坊柿、シイタケ、太田カブ、コンニャク、ワサビ漬、木工、木工芸品、鮎などを選定され、特産品を育てる人づくり、地域を育てる人づくりと地域づくりを進めて来られたところですが、特産品振興を進める中で、過疎、高齢化による担い手等の人材不足により、生産、加工に携わる後継者等の育成確保、また、原材料となる農林産物の量の確保にも影響が生じるなどの生産体制が確立出来ないことから、生産規模を縮小して、特産振興をしている状況になっているようです。今後において、祇園坊柿のように、栽培支援、栽培技術支援や、加工、販売、PR方法の改善により、新たな商品価値を生み出す取組を進めていき、地域の誇りとなり、地域で稼げる仕組みづくりをこれまでも展開されていますが、さらに推し進めるべきだと思います。現状をお聞かせください。(斉藤議員。斉藤議員。これで終わりですよ。)

はい、それでは続いてですね、深入山景観維持について。先般、深入山の山焼きは、3年ぶり2度目の実施で、町職員62人のほか、町消防団100人、松原地域有志11人の協力を得て、約ヘクタールの広大な草原に火入れがされました。告知もしないにも関わらず、約900人の観光客の来場があったようです。当日は、消防団員の方の早朝よりの待機、地元松原地域の有志の方、役場の職員の皆さん、ジェットシューターを担ぎ、慣れない山登り、大変な御苦勞があったと思います。これまでも何度か、火入れ出来ない年があり、焼いても少し大きくなった木は残り、秋には木が茂り、そばに、熊が居ても分からないような状況でした。一昨年と昨年には、草木を伐採を進めていただき、きれいになりました。昨年秋に草刈りで倒した湿った草というより、藪が燃えるだろうかと大変心配もし、3年もの期間火入れ出来ない年があり、職員の方の不慣れ等もあり、事故無く無事終了することを祈りました。不安でしたが、全て払拭され、物の見事に大成功、近年にない火の勢いでした。また、橋本町長自ら、炎一色のつなぎ服姿で、山に入って行かれる勇敢な姿もありました。女性消防団のドローンも出動し、活躍していました。理想とする深入山の姿に近づき、まずは全ての関係者の、関係者各位の方に感謝と御礼を申し上げます。また、関係者が反省会を持たれ、今後の在り方にも触れていただきました。課題も多くありますが、今後の景観維持についてお聞かせをいただきたいと思ひますし、質問時間があまりないので、続けてちょっとお話をさせていただきます。深入山については、以前ですね、第56代、第57代の内閣総理大臣をされました岸信介元総理がですね、35年に深入山にお見えになりました。これは総理を引かれた後にお見えになったわけですがけれども、まだあの当時はいこいの村も随分と後ほどにできましたから、草原の山一色で、当時そこに今現在もその屋敷だけは残っていますが、深入茶屋というところでお食事をされ、山一様全貌見られて、非常に感激されたそうです。なぜ深入山を求めて来られましたかと言いますと、ちょうどその当時、深入茶屋がですね、食事が山菜一色でやってらっしゃるということで、是非にということで、当時の加計町長の源田町長様、私あまり存じないんですけど、源田町長さんの後輩になられるということで、訪ねて来られたときに、深入へお立ち寄りになって、非常にすばらしい山だと、この山は、こういった山はありませんので、今後、宝の山ですから、大事に育てていただきたい、木も生やさないでほしいと、そういうことも話されたそうです。ちょうどその時に、こういった色紙も置いて帰ってくださるのは、現在残っております。不招是自来というて書いてありますが、お客を招かなくても、自然にやってくる、すばらしい山だというこ

とで、特に大切にさせていただきたいということをおっしゃったそうです。そういうおかげもあったり、いろんな諸々の条件もあったかと思いますが、いこいの村ひろしまの施設が、深入へできた関係もごさいます。それは今すばらしい、あの当時としたらすばらしい深入のいこいの村でございます。町にとっても、これはなくてはならない大事な施設ですから、今後も、売却とかいう話も進んでいるかと思いますが、いろんな手を使って、大事に、今後、残していけるような方策を講じていただきたいと思います。そして、何か質問時間が何か、ちょっとおかしくなったようなことで、一つだけ、まだ付け加えさせてもらいますと、さっきのですね、地元産掘り起こしのことについてでございますが、先日いこいの村へちょっと行きましたら、いこいの村のほうではですね、地元産を食事の中に使うということで、あの手この手でやっぱり地元産ということで、野菜も産直市を利用されているようですし、聞きますと、地域は、私たちの地域で生産ではない北広で生産をしておりますけれども、ささゆりポークというお肉をですね、提供されているようですし、このささゆりポークがですね、広島の日市ですか、外国船が入るところへ船が入りますが、そこのディナーのメニューにもその肉が使われたということで、これは、私たちの地元の方たちが生産をしている、あまり知られてないお肉を常時こう、いこいの村で今使っていただいているということで、ありがたいなど。生産者に聞いてみますと、やっぱりこういったものも税金は安芸太田に払っておりますから、道の駅のほうでもしっかりと、販売できるような方法を考えていただきたいと思いますということでございました。以上、お願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、地元産品の掘り起こし、販売ということの質問と、深入山の景観維持を含めた観光開発のところの御質問でございました。私のほうからは、地元産品の掘り起こし、販売につきまして、現状でありますとか課題、今後の展望について答弁をさせていただきます。太田川産直市では農産物を中心に販売をしております、前にも答弁をさせていただきましたが、令和元年度 3045 万、2 年度 3743 万 2000 円、3 年度 3534 万 1000 円と、コロナ前の元年度と比較しても増加しているところが分かるかと思えます。道の駅来夢とごうちでございまして、令和元年度 3402 万 9000 円。令和 2 年度 4084 万 7000 円、3 年度は 4727 万円と右肩上がりでございます。新規商品の企画でありますとか、祇園坊柿関連商品の販売強化、毎月 1 回の地元促進、利用促進といたしまして、先ほど町長が申しましたが、鮮魚でありますとか、ワインの販売を行っているところでございます。道の駅来夢とごうちの祇園坊柿関連商品につきましても、871 万円と売上げでいえば、約 3 割の増加となっております。本町では道の駅以外で、地元産品の売上げというのはなかなか把握しにくいものがありますが、加計のたい焼きはいつもお客さんが並んでいますし、ふるさと納税を見ても、味のり、ウイスキー、米、和牛、イチゴ、鮎の一夜干し、ハウレンソウ、ハチミツが上位を占めているところでございます。一昨年度、安芸太田町商工会では、飲食店ガイドというのを作成をしましたが、同時に Google に登録したことで町外から利用しやすくなり、統計も活用でき、本町も、本町知っていただけるような取組も広がっているところでございます。Google を登録しておけば、そこに行くというところではなくてホームページでありますとか、店の写真でありますとか、メニューの一覧でありますとか営業時間全てが分かるようになっておりますので、観光客にとっては、求めやすいようになっているのではないかとこのように考えているところでございます。地元産品の掘り起こしでございまして、地域商社あきおたでは、祇園坊柿の加工品が中心となりますが、現在、地元産品を使った餃子などの取組も行っております。町内の漁協では、アマゴでありますとか、鮎の販売拡大にも貢献され

ていますし、協力隊員では、新たな特産品開発の話も聞いているところでございます。町としても、地域のあそこに行かないと食べれない、買えない、そういった商品の開発に関する支援も検討しているところでございます。地元産品の掘り起こしは、以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして深入山の関係についても、御質問いただきました。御指摘のように、この4月に山焼きをさせていただいたということでございまして、私も、今回初めて、初めてといたしますか、下から見るのは何回かありましたけれども、今回はぜひ上に登らせていただきたいということで、年甲斐もなく上がらせていただいたわけですが、本当に何と言いましょか、今年はかなり乾燥をしていたということも聞いております。本当に思った以上にすごい迫力で火が燃え広がっていく中でですね、本当にあの、ちょっとびびっておったわけですが、その中でも、特に地域の皆様にも御協力をいただいてですね、特に松原地区の皆様には、大変冷静な判断で御指導していただいたということで、それもありましてですね、無事、終了させていただいたと思っております。改めてですね、この山焼き、あるいはこの草原の山、県内でも数少ない場所ではないかと思えます。県内どころかですね、近隣を見てもですね、数少ない、そういった意味では観光資源でもあり、また文化ですとか歴史の伝承という意味でも貴重な山だと思っております。岸元総理の話も出していただきましたけれども、ぜひ、こういった取組は引き続き、しっかりと続けさせていただく、そのことによって、この草原の山を次の世代にもしっかりと継承していく、ということはもちろんですが、改めて、数少ないという意味ではですね、観光資源としても改めて、大変潜在的な力があるんじゃないかというのを、私自身感じたところでございます。そのためには、これも御指摘いただきました。いこいの村についてもですね、我々引き続き、この国定公園内にあるという数少ないこれまた特徴を生かすためにもですね、引き続き営業してもらおうという観点で、民間の活力をしっかりと使わせていただきたいということで、現在その方向でいろいろ調整させていただいておりますが、観光としての利活用というのもですね、これ民間の事業者さんなんかでも連携をしながら、しっかりと取り組ませていただいて、それこそ多くの皆さんに楽しんでいただく、安芸太田町を代表するスポットとなるようにですね、頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

ちょっと気付きだけを、ちょっと申し上げて終わりたいと思います。やはりですね、草原の山ということですね、まだ大木がたくさん残っております。その切る、木を切る、順次予定をされているようです。景観保持のためにですね、レストハウス、元のスキー場のレストハウスですね、それから体験棟、それからテニスコートの周辺、やはり非常にね、景観維持には非常にね、不都合なところがございます。特にレストハウスについては、冬にはですね、監督が行き届きませんので、あの上でですね、スノボーをやっている、屋根の上から降りる若者たちが滑っている姿がインターネット上に載っております。こういったところもこれから順次やっぱり監視をしていかなきゃいけないし、着々とですね、昔の深入山に戻るように、景観を進めていただきたい、進めていくべきだと思います。終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で斉藤議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。



( 休憩 午後 3 時 1 5 分 )

( 再開 午後 3 時 2 5 分 )

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。9 番、矢立孝彦議員。矢立議員におかれましては一括方式となりますのでよろしくお願いいたします。

○矢立孝彦議員

9 番の矢立でございます。大変長期間にわたりまして、一般質問でございますし、お疲れのことでもございましょう。今しばらくお付き合いを願いたいと思います。今期定例会の中、一般質問の中です、大変ウットに富んだ発言がございましたねえ。町長におかれては、昼間はクマタカの目のように、夜はフクロウのように、そういう目で町政をしっかりと進めてほしいというエールだったと思いますけども、びくびくしたのは、一問一答でございますから、町長に付与されておる反問権を使われるんじゃないかなかなど。その指摘については、そっくり議員にお返ししますよという反問があるかなと思いましたが、幸いにございませんでしたね。それはそれとして、情勢が大変厳しい情勢であるということですね。コロナが長引いております。それから、2 月からロシアのウクライナの侵攻、こういう状況の中です、枠組み、世界の枠組みが、新たな冷戦の枠組みが、これつくり出されようとしています、なされようとしていますね。分断と対立は歴史上やはりつくられることが、近代歴史を物語っているということの表れだと思います。大変厳しい状況でございます。つくられていく分断と対立による国際情勢については、好むと好まざるとに関わらず、我が日本に影響がですね、やはり及ぼされてきて、とりわけ経済の領域あるいは防衛分野においては、今後、予測不能な事態が生じる可能性をはらんでおります。私たちを取り巻く環境については、これまで、戦後の延長線上にはないということに改めて、心に留める必要があるというふうに言えるんじゃないでしょうか。本町においてもですね、これまでの自治運営手法、あるいは価値観、大きく、見直さざるを得ないほどに、逼迫している現状であろうというふうに思います。こうした時期にあたって、橋本町長の政治姿勢をですね、改めて質すことにいたします。課題山積の本町においてですね、これまで、橋本町長の、二つの英断として新しい風を感じる点がございます。一つは、大規模風力発電計画における町有地活用に対するノーという判断。二つ目は、この度表明された水道事業計画における、県下統合計画への不参画判断。この 2 点についての判断は、橋本町長だから出来た。あるいは、橋本町長にしか出来なかったかもしれない。これまでの価値観や自治運営手法の転換が図られたと、ものと感じており、一定の評価に値するものと言える。そう思いますね。この是非についてはですね、後世に委ねなければなりませんけれども、現状においては英断であったというふうに思います。しかしながら、このことが、単に町長自身の決断に依存することなく、何に、また、どこに依拠し、基づいたものなのか、そのことがですね、町民に理解や共感をされ、協働体制がとられなければならないと思いますね。そのことが本町に決定的に欠けている。このことは、これまで何度も指摘をしてきましたけれども、この点で町長は自然を生かした安芸太田町を、「しんか」させるための施策環境を、一層整備することが急務であると。併せて、閉塞感が町内に漂っているにも関わらず、依然として、迷路をさまよう状況にあると。そうであればですよ、町政に携わる者として、私を含めて大きな責任が生じているというふうに言えるものであらうと思

ますね。そうした状況の中ですね、本日、身近な、身近なテーマ 2 題によってですよ、一般質問を行って、橋本町長としてのまちづくりの理念を町民に伝える重要性を質したものであります。

まず、町花、町木についてですね。1 点目は質していきたいと思います。4 点ほど掲げておりますけども、3 点、3 点ばかり答弁を願いたいと思います。本町の町花、町木についての制定経過と、施策展開の現状、これについて御答弁ください。2 点目、希少野生動植物への指定対応。指定対応はいかがか。本町に存するものの概要種類を中心に、報告、あるいは答弁を願いたいというふうに思いますね。3 点目、上殿地域のヤマユリ、学名はササユリの保全保護の活動の状況は、いかようであろうかと。いかに把握しておられるかと。上殿小学校の原爆病院の訪問活動、71 回続いてまいりましたけれども、その中断と、今後の町あるいは教育委員会の取組を含めて、御答弁をいただきたいと思います。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

それでは 1 番目の御質問でございます町花、町木の選定経過についてお知らせをさせていただきたいと思えます。町花、町木の選定につきましては、安芸太田町新町発足 1 周年記念事業として、平成 17 年に制定をされております。本町を象徴する花と木を公募により募集し、その中から、町議会議員の代表及び町職員で構成する町花町木審議会で、応募のあった候補の中から、委員による投票で最多得票を得た花と木ということで決定をされ、平成 17 年 9 月 30 日告示第 37 号により、制定が告示されております。町のホームページでは、町花、ヤマユリについて、「町内各地で自生するこの花は、学術的にはササユリですが、地域では古くからヤマユリとして親しまれています。上殿小学校において 70 年以上続けられた、原爆病院へのヤマユリ訪問など、その例です。」町木、もみじについて、「秋の紅葉を代表する木、もみじは、町内の三段峡をはじめ、深山峡、龍頭峡など、その名所として広く知られています」、ということで紹介しており、これらが、町花、町木に選定された理由というふうに考えております。施策展開といたしましては、具体的にこの植物の研究、あるいは活用といった部類にはなかなか出来てないのが現実でございますが、「山ゆり健診」でありますとか、「もみじウォーク」といったような行事の愛称として採用するなどし、この親しみやすさを演出するツールとなっていると考えておるところです。以上でございます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長

○瀬川善博教育課長

二つ目の質問ありました希少野生動植物の指定対応についてでございます。本町においては、希少な野生動植物を絶滅から守り、次代に継承するため、町の区域内に有する動植物の調査を行い、個体数や分布、生息状況や減少要因、保護の実効性などを十分に勘案して、学術的知見を有する学識経験者からの御意見をいただいた上で、天然記念物として指定し、その保護に取り組んでいるところでございます。本町では、吉水園のモリアオガエル、筒賀の大銀杏、梶ノ木の杉、洗川の谷渡り杉など、動物 1 種と植物 8 種の計 9 種を希少性や学術的価値が高い、自然のもので分布域が限定されており、生息地等の生息、生息環境の悪化などにより、その存続に支障を来す事情がある野生動植物を指定しているところでございます。保護活動としては、樹木医など専門家による生息地の巡視や、所有者、地域、保全団体と連携して、清掃や草刈りなどの環境整備を行っているところでございます。希少野生動植物を守ることは、地域の自然と、それにまつわる文化を守ることであり、希少野生動植物の価値を明らかにして生かすことにより、人々の自然感や、地域とのつながりを育むことができるものであると思われまふ。近年、気候変動が進行

する中で、動植物の生息環境も変化しております。文化財の保護審議会による専門家の御意見を十分に伺いながら、新たな動植物の追加や、保護区の視点については、個体数や生息状況などの将来の見通し、また土地所有者や地域の方々の協力のもと、文化財としての保全、保護はもとより、観光資源としても、活動、活用するなど、慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい。3点目の御質問でございます。上殿地域におけるヤマユリの保全保護活動の状況等についての受け止めと、また上殿小学校が長年やってまいりました。ヤマユリ訪問活動が、3月をもって一時中断しておりますが、これらに関わっての町の受け止めと、今後の取組等についてということでございました。議員は、直接の訪問した経験のある方でございますのでよく御存じでございますが、広島に原爆投下されて間もない、昭和26年から上殿小学校が、平和学習の一環として広島赤十字原爆病院に入院されている患者さんに対して、ササユリをお届けするという活動が始められました。この活動を通して、子どもたちは、再び原爆が地球上に投下されることのないように、誰もが安心して暮らせる平和な世の中をつくることこの願いを持って、平和の大切さや、人の命の尊さなどを学び、学校、保護者、地域、関係団体が一体となって、70年以上にわたって取り組んできたものと認識しております。毎年6月に実施してきました、原爆病院などへのヤマユリ訪問の際、贈るササユリは、これまで山の手入れ不足などにより減少するなどして、保護者、地域、関係団体の皆様の協力により、学校内において、栽培室を整備し、組織培養をして増殖を図るとか、先生方や子どもたちが学校の中で、自家栽培の研究をするなど、ササユリの保全に努めてきたこともあって受け止めております。昭和50年代から地域の皆様の御協力によりまして、個人所有の土地をお借りして、ササユリの栽培を進め、今日まで来たと受け止めております。毎年、地域の方々の御指導、御協力のもとに、子どもたちはササユリの球根を植えたり、種をまいたりし、また長年継承されているヤマユリ活動や、ササユリを育てる意義について、地域の皆様方からお話を聞く機会も持ってまいりました。地域におかれては、栽培地の下刈りや種の採取、保全管理など行われ、上殿地域全体としてササユリの保全保護活動に取り組んでおられます。これまで先人、先輩の偉業を受け継ぎ、71回に及び、4世代にも及ぶ長い間、上殿小学校としてヤマユリ活動を継承出来ましたことに、上殿地域の活力を感じますと共に、地域の皆様に深く敬意を表する次第でございます。上殿小学校としての原爆病院への訪問や、ササユリ栽培などのヤマユリ活動に関する対する平和学習は、一区切り終えた形になりますが、昨年度の上殿小学校、戸河内小学校準備委員会におきまして、新たな戸河内小学校における教育課程の編成においては、上殿小学校で培った平和学習の理念を、是非とも継承されるよう委員の御意見を受け止め、平和学習を、戸河内小学校でも充実させるよう計画されております。次にササユリの保全保護活動についてでございますが、本町の貴重な地域資源と、自然の豊かさを広くPRして、地域に暮らす住民の自然環境保全に対する意識の向上を図るなど、地域資源を生かした地域づくりが実現できるよう、地域と連携して、地域と町が担う役割を明確にした上で、行政としてどのような支援ができるか検討してまいりたいと思っております。本町は、四季折々、すばらしい地域資源が身近にあり、地域と一体となって、貴重な存在である野生動植物の保全を図りまして、未来に引き継いでいく必要があると考えております。また、学校においては、環境教育において、幼児、児童、生徒が自然について学び、体験する機会を充実するよう、そして、自然環境や動植物などの専門的な知識を有する講師などを派遣したり、自然観察するなど、自然に親しむことのできる学習、また体験できるような取組を強化してまいりたいと思っております。以

上でございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

どこが所管がよく分かりませんが、企画のほうと教育委員会のほうでね、答弁ございました。町花というのは、御存じのように、ヤマユリ、ササユリですよ。町木はもみじ、町木について申し上げますとね、もみじという木はあるんですか、もみじという木は。いわゆるカエデが何種類か様々ありますが、それを総称して通称もみじ言うとするわけですよ。説明答弁では、冠をかんしてですね、町の行事あたりへ使わせていただいとる、こういう説明ですよ。施策展開については、ほとんどないに等しい。全くないわけですよ。平成17年にこれを制定をされてですね、町花、町木については一応はやっとなるけれども、そこらあたり、展開をしながら、まちづくりに生かしていくような施策については、ほぼ聞いたことがない。その当時と現在、多少環境変わってきておりますけれども、もみじについて、これ相応しいかどうかということについてはですね、やはり、今一度考える必要があるんじゃないかと思えますね。もみじという木はないですよ、もみじという木は。今期定例会で、町長もいろいろ答弁の中にありましたけれども、祇園坊ですよ。祇園坊を、町のシンボルとして様々産業の育成展開を図っていくということであれば、むしろ祇園坊柿が相応しいんじゃないですか、うちの町として、イメージとしてですよ。そこに気が付く必要があるということですよ、指摘は。我々も含めて、どなたもそれ、気がついてない。まあ、ずるずるずるずるやっっていくと。ササユリについても大変希少な植物になっておるということでございますけれども、学校行事、今まではですよ、上殿小学校が学校行事を中心にしながら、あるいは教育文化の中で基底に据えて、それを展開してきておりましたけれども、それすらね、ササユリ、お隣の町もササユリですよ、町花。この希少な植物の存在というものはですね、この町に、かけがえのない、これは花ですよ。その希少性というものをですね、まちづくりに展開していくことが、オンリーワンのまちづくりではないですか。現在、9種類の文化財の指定を中心にやっておると。鳥もおらんですよ、鳥ないですよ、今。どなたかの議員さんが、クマタカの話もされましたが、鳥も貴重なものがありますよ、希少なものが。魚、様々ある、この地域に。資源の宝庫、宝の山ですよ。そのものをですね、やはり、まちづくりに一層生かしていくという視点をですね、町長持つべきではないでしょうか。これを、指摘をしたいと思えますね。もりみんの話が出ました、今日。もりみんのゆるキャラ、これは割合、目にしますけれども、それがヤマネという動物というのはですね、これ知れてないですよ、あんまり。町内の者でも、これ何やいう。ヤマネという希少動物がおると、この町に。ゆるキャラとしながら、この深み、深化した展開というのがほとんどない。確かにビデオに出る、テレビに出る、これ確かに悪いことはないですよ。しかしその希少性というのはですね、この町が自然を生かしたまちづくりをするのであれば、違う視点の中で、町の象徴の一つとしてですね、展開する必要があるのではなからうかと、そういう視点が必要だという指摘をさせてもらっておるわけですよ。町の魚についても、ものすごくある。魚もおります、いっぱい。しかし今、川が死んどりますからね、昔のような、天然の魚というのは少なくなってきておりますけれども、様々な種類がやはり細々と今生きとる。ゴギにしても、オヤニラミにしても、アカザにしてもですね、細々と生きとる。こういう実態。その他いろいろありますよ。そういう中でね、この問題については、自然を生かすのであれば、これ、どこの町、村でも言うとりますよ、自然の豊かな美しい言うて。そっから先の展開いうものがない、ほとんど。だから、うちの特色が出ない。お金にならないんですよ、おまんまが食えない、これで。しかしネタはものすごいいっぱいある。工夫がなされないまま推移しておるということは残念

であるという、指摘をね、させていただくわけですよ。それから、もう1点、上殿小学校の今のヤマユリに関する活動の中でね、これ休校になっとなります。3月末でね、休校になっとなります。それはそれとしてですよ。私自身が気になるのは、ヤマユリの原爆病院の訪問、これ6月ですから、時間があまりないと、3月下旬に、学校のほうに行きましてね、残務整理の校長先生のほうに、この話を少ししました。けんもほろろ、対応がね。これまで、原爆病院、あるいはそのほかの町内の施設にどの程度のところへ持って行かれましたかと、窓口はどこですかというようなことを聞きましたが、いやそれは教育委員会と相談、協議せにゃいけんですか、たったそれだけのことを教育委員会と相談協議をせにゃいけんのかの、思うたです。現職の校長が、その程度の認識で71回目の訪問で終了させていくということについては大変残念であり寂しい思いをしました。あー結構、それなら地域でやりましょうと、いう話になっとなったわけですよ。6月2日に地域の有志が原爆病院へ72回目の訪問としてこれつなげました。それは時間がありませんから申し上げませんが、それほどにね、教育文化、しかも、これまで長年培ってきた学校の規定の、教育の施策をですよ、その程度の扱いで、切ってもぐということあつて良いのかどうか。これ教育長、ちょっと後答弁をください。場合によっては町長、答弁をいただきたいと思えますけれども、そういうふうなね、教育文化をつなげていく使命がある、行政というのは、それが自ら芽を断っておるような状況が、これが本当に、先ほど説明のあつた、生涯学習課長から説明があつた文化財を保護し云々という高まいた説明答弁がありました。そう合致するんですか。それについて、後ほど、御答弁をください。それから重要なことはね、自然を回復し、五感に響いていくまちづくりに活用すべきなんです。この希少動物、動植物についてはひとまず、教育大綱に反映をし、社会教育とか、あるいは学校教育、生涯学習等の方面、領域ですね、反映していくような形になればいいなと思えますが、いかがかなと思えます。これら町の象徴的な類型をですよ、徹底した経済生産活動に展開させることが、オンリーワンのまちづくりになるんじゃないですか。おまんまのネタですよ、これはね。安芸太田町のまちづくりのネタは大変多い。それに気付いていない、逆の展開方法を続けている。現町政ずっとですよ、これは継続的に。例えば田畑が荒れているから何か奨励品をつくらうとか、こういう発想ね。国を筆頭に間違つた施策展開が、今なお続けておられると。六次産業というのがありますよね。一次産業、二次産業、三次産業、足してもかけても六次になると、今もそのことをかなり普及しておりますけれども、これまでの手法、安芸太田町の手法はですね。一次二次三次の順番に施策を展開しようとする発想なんです。他畑が荒れたから何か作ってみましょう。その作ったものを何か加工して何か売らしましょう。こういう順序ですよ。これ逆なんですよ。よく考えてみりゃ。三次産業、何を売るとかいうところを先に立てて、どう作っていくか、それについての必要な、原材料の確保はいうのはどうするか、こういう流れでこんどですね、荒廢地の解消にはならないと。発想を変えていくということについてはですね、行政の方含めてですね、これは施策展開については、その気が付いた人からですね、やっってください。まちづくり、こういった産業関係の育成にですね、気付いたところありませんから、足元にある希少種、この活用、進化ある活用ですよ。町の宝でありますね。町の取組を明確にして、予算付けをした上で体系化した展開に轉換すべきと思う。そこらあたり、ひとまず、うちはまちづくり条例がありませんから、本年度、教育大綱を着手されると思えますから、そういう、教育的な面からですね、攻めていくというところは、大変貴重だと思えます。そういう反映についてですね、一応教育長あるいは町長のお考えをお聞きしたい。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、まずは、3月、年度末に、当時の小学校長が対応したことについて、失礼があったということで、大変申し訳ございません。お詫びを申し上げたいと思います。その上で新たな戸河内小学校における教育課程の編成ということにつきまして、繰り返しますけれども、昨年度、準備委員会の中で学校関係者や保護者、地域代表の方々とともに、最終的な学校の方向性について確認をさせていただく中でですね、このヤマユリ活動につきましては、本当に素晴らしい活動であり、子どもたちに多くの平和に関する心を育ててきた大事な活動であったということは、お互いに確認しながら、新しい学校における平和学習等については、上殿の心をしっかりと受け止めた平和教育をやってほしいという形の中で、参加された皆さんの了解のもとに、学校関係者として、それを受け止めて、新たな戸河内小学校の教育課程を編成するというふうになっております。確かに教育委員会もですね、学校を指導する立場でございますけれども、最終的には教育課程の編成は校長にあって、しかも、この同じ校長が、上殿小から戸河内小に来ましたけれども、彼、彼女自身もですね、統合等のいわゆる説明会とやっていく中で、この上殿小学校の活動について、どのようにこう継承していくべきか、随分、心を配り、いろんな方の御意見聞きながら、2月3月迎えてきたというのを聞いておりますが、最終的には先ほどのような準備委員会の中で、皆さんの御意見いただき、当時の保護者、また地域の皆さんの意見も参考にして判断をさせていただいたというところで、教育委員会としても、やむを得ないことだろうというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、私のほうにも御質問いただきました。私のほうには主に教育大綱の観点での御質問だったと思っております。教育大綱の改定についてはですね、これから進めさせていただくということでございます。安芸太田町らしい教育をこれから議論していきたいと思っております。その上で、私もですね、このヤマユリの訪問活動、一区切りつくということではあるけれども、是非地元の皆さんからも、その平和学習の理念については引き続き継承して欲しいというお声は伺っておったところでございました。そういった意味では、今回の教育大綱の中でも、どういう形で、ちょっと議論させていただくのがなかなか難しいところでもあります。あるいは具体、具体的な素材としてのヤマユリあるいはヤマユリ訪問みたいなことを、どこまで大綱で扱うべきかというのはあると思うんですが、議員の御指摘のように、教育の素材の一つとしても確かに有効な部分あるかなという思いはしておりましたので、今後、この議論の中でも、少し考えていきたいと思っております。ただ一方で、まさに議員、御指摘いただいたように、ヤマユリにしろ、あるいはもみじにしろ、まさにこの町花、町木という意味ではですね、教育に限らず、やはりまちづくり全般に、改めてもっと使うべきではないかという御指摘は、それを、それもその通りだなと改めて思っております。前の議員のお話にもありました。計画には作るんだけれども、そのあとの取組がやっぱりずれるということも、またこれは、一つの具体事例かなと受け止めさせていただいております。是非、そういった意味で町政においても改めて、この町花、町木、どう生かしていけるかというのは、考えていきたいと思っておりますし、また、他方です、確かにヤマユリ訪問というのは、学校行事として続いてきたわけではございますが、一方で、上殿地域にとってもですね、大変重要な取組だったのではないかと思っております。その意味で、今回有志の方が引き継がれるというお話を聞いておりますが、是非、地域としてこれを継承していただけるのであればですね、それはそれとして大変、ありがたいことだと思っておりますし、そういう動きになればですね、また、町としても、どういう御支援ができるかということは、改めて考えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

はい。殊さらにですね、原爆病院への訪問の活動について、これは指摘することが本意ではなかったわけです。いずれにしても、様々な希少な動植物がありますから、それを使った形の中でね、施策展開を行うべきだというのが主です。ヤマユリにしてもですよ、これは別に上殿だけの専売特許じゃありませんよ。町全体の方がですね、やはりこの花を使った形の中で、様々な地域活動ができるネタですよ、こりゃ。動物についても、鳥にしても、植物にしても、魚にしてもたくさんあると。灯台は、下が暗いわけですから、それに気が付くべきだという指摘が第1問目です。

続いて水道水源の保護について質問します。本町、まずですね、3点ほど答弁ください。本町の水環境の保全と水源保護の実情について簡潔に御答弁ください。それと2番目、簡易水道及び地域水道への管理経過と現状課題についての捉え方、3点目、水道水源への諸規制への必要性の認識を問います。以上3点御答弁ください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。私のほうからまず水環境の保全と保護の実情について簡単にお話をさせていただきます。水環境の保全という意味では、水質汚濁の負荷を低減するという一方で、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及を中心に、生活排水処理対策をまずは進めているということ、それから、水質汚濁の原因物質の削除を目的にですね、河川やあるいは海に、海域における水環境の保全に関する意識啓発及び浄化槽の適切な維持管理の推進と啓発に取り組んでいるところでございます。また水辺の環境という意味ではですね、太田川の河川事務所等々と連携をさせていただきながら、意見交換もさせていただきながら、樹木や堆積土砂の撤去の要望を行っているところでございます。また太田川の水質検査についてはですね、これ太田川河川事務所、それから県の環境部局のほうから、毎月1回、県内、町の8カ所の水質検査の公表もされているところでございます。状況としては以上のとおりでございます。またもう一つ、私のほうから、水道水源等の保護の規制の関係についてもお話をさせていただきますと、これは水源の保護という意味では、御質問の趣旨とちょっと異なるかもしれませんが、近年外国資本による、森林の買収というのでも確認をされております。特に北海道でそういった話が多かったということでございますが、当然、本町もその対象になっていないとは言えないところでございますけれども、多くの地域、多くの地域というか町内に、全国的にはですね、幾つか水道水源保護条例といったものをつくっているところがあると聞いておりますが、現在のところ、県内ではそうした取組は確認されておりませんし、我々もまだそういった準備が出来ていないところでございます。今後当然、それこそ先ほどからお話をしているとおり、水を財産とした取組をするということから考えますとですね、本町としても、そういった取組を今後考えていく必要があると思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課のほうから、2番目の簡易水道の管理経過と現状の課題を説明させていただきます。本町の簡易水道事業の現状といたしまして、平成29年4月1日に認可を受けて、計画給水人口4680人、計

画最大給水量は、日当たり、3140 立米であります。令和 2 年度でございますが、給水人口は 4413 人、平均給水量は 2803 立米、日当たりとなっております。人口につきましては、平成 27 年でございますと、6472 人から、令和 2 年度で 5740 人減少しています。5 年間で 732 人減少、11.3%の減少となっております。給水人口ですが、平成 27 年、4820 人、これが令和 2 年で 4413 人、5 年間で 407 人、8.4%の減少となっております。このような状況から、町の課題といたしまして、人口減少による給水収益の減少に伴う料金の値上げ、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、事業を支える人材、技術力の不足などが見込まれているところです。基幹管路ですが、基幹管路と言いますのが、水源から浄水場までをつなぐ管路となります。こちらの全長がですね 17.7 キロメートルございます。こちらの耐震化率が、本町では 20.9%となっております。全国では平均より 20 ポイント低い状況になっております。この管路の更新は今後 40 年で、2 万 1536 メートルを 8 億 3800 万円の概算事業費で計画をしてるところです。町内、現在の町内でございますけど、23 の浄水場が稼働してございます。この浄水場を今後、五つの浄水場に統合し、合理化を図る計画を予定してるところです。建設課からは以上です。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。私からは地域水道の現状と課題について御答弁を申し上げます。町には簡易水道以外に、26 の地域水道組合等が存在しております。独自に水道施設を保有し、各組合等で整備運用給水をしているところでございます。町でこうした地域水道組合などの施設改修などに対しまして、補助金交付による財政支援のほか、断水時等には、応急給水等の支援を行っているところでございますが、昨年度策定をいたしました、安芸太田町水道ビジョンにおいて、施設の老朽化や高齢化に伴う維持管理の問題など、多くの地域で課題を抱えていることがわかっております。全国的にも、地域水道組合のような、水道事業と接続していない小規模集落は、維持管理が困難になっているという実情がございまして。こうしたことを踏まえまして国からは、この問題を解決するべく、多様な給水方法が提案をされているところでございます。こうした国の提案等を参考にしながら、地域が抱える課題に対して、どのような協力がしていけるのか引き続き検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

冒頭申し上げましたようにね、町花、町木、あるいは本件水道の水源の関係についてもですね、これは町長、町長の町に対する運営指針とか、あるいは哲学とかいうものが少し、もう少し拡充をされたほうがいいんじゃないかという指摘を、今しておるんですよ。個別の問題は、それなりの説明答弁がありましたけれども、ちょうど今日お昼にね、電話が 1 本、地域の方からかかってきました。「新しい安芸太田広報をもろうたんじゃけど、えっとえっと書いてあるんじゃが、何のことやら分からん。今の横文字やら英語を書いてあって、いっそ分からんけ読む気がせん」という苦情ですよ、これね。改善をしてほしいという、これは声です。確かに、その面があるんかな思うてね。せっかく構成をして、しっかりとした広報を作っておられるんですが、もう一工夫して、そういう世代へ伝わるような、伝わりやすいようなね、心配りをされてはいかがかなということで、心配りから言えば、本来の二つのテーマについてはですね、先ほど申し上げましたように、町長の手法について少し注文をつけたいという趣旨でございまして、そういう意味での心配りをされてはどうかという指摘を今しながら、質問をさせていただいております。現在、進め



られております水道の県下統合計画への不参加表明についてはね、行政報告にも、あるいは一般質問の中で出ましたけれども、それに伴って、町長はですね、行政報告の中で、県全体で見れば云々、それは割愛をするにしてもですね、「水道事業を町単独で支えることは大変ではありますが、諸課題の解決はもちろん、これまで以上に安全で安心な水を町民に提供し、水を財産としたまちづくりを進めるよう努めてまいります。」水を財産ね、この表現はね、非常に町民としてはありがたいなと思いましたがね。そういう観点から、水は財産、うちの町の財産の一つであると。余談ですが、会計法上で財産といいますと、資産と負債と資本がありますよ。したがって、負債も含めておるのが財産、正確にいうと資産、水は本町の資産、いうほうが会計をやる人間からすればしっくりくるのではなからうかなと、これ蛇足です。こういう意気込みをですね、町長されておりますけれども、一般質問の答弁の中でね、四つ、今後の対応として示されましたね。一つは水道料金の問題ね。二つ目は管理体制の問題。三つ目は、水を財産としたまちづくり、水質基準を高め最もうまい水を提供したい。踏み込まれましたね、良いですね、その点は。四つ目、上下流域の連携、町民を啓発して協働していくと、この4点をですね、今後の対応として示されたわけですが、水を資産としたまちづくりを進めたいと、そのためのリーダーシップを発揮したいと、そこまで踏み込まれましたよね。そのための、一歩として、水源保護条例でその姿勢を示すべきではないですか、この時期。水道水源の保護条例について、先ほど町長のほうからも触れられましたがね。御承知のように、水道水源保護条例については、主として、地方自治体市町村、市町村がね、水道水源の保全のために、一定の事業所の施設の設置を規制し、または施設からの排出を規制するものである。また、水道水源が地下水である場合は、地下水採取の規制を行っているものもあると、条例上ですよ。地域としては北海道、九州に大変なトラブルがあるように聞き及んでおりますけれども、なお、令和3年9月1日時点でね、例規集を公開公表しておる、インターネットの中で公開しておるものを見ると、かなりの自治体が、この関連条例を作っておられますね。水道の事業者である市町村は、水道の水質を確保するための水源の保全を図る必要があるが、水道法、水道法は水道の水質基準、施設基準、水道事業等について定めているものの、水源地等に関する規定はない、水源地に関する規定がない。また、水質汚濁防止法、あるいは特定水道利水障害の防止のための水質保全に関する特別措置法、水道源水水質事業の実施促進に関する事業、関連法律の中でもですね、水源地に関する規定はないんですよ。したがって、それを補完するために地方自治体が、その実情に応じて条例化を図っておるのが実情ですよ。水について、これを資産活用したいと。その保全もしたい、環境保全も含めてということであるんならですよ。当然、この水源の保護条例というのは、設置すべきものであるというふうに考えますが、町長、いかがですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて水源保護条例の必要性について御指摘をいただきました。正におっしゃるようになりますね、これから水を、財産、資産として扱っていくまちづくりに活用していくという意味では、将来的に必要なものになると思っております。ただ改めてその作り方において、先ほどの質問にもありましたけれども、むしろその条例も作ることも重要なんですが、その考え方そのものを町民の皆さんと共有をさせていただく。そこも、その過程もやはり、改めて重要ではないかと思っております。それこそ、これがあつてはならないことではありますが、条例をつくったものの、その魂が入っていない、計画は作ったけれども実行が伴っていないということを繰り返さないためにもですね、改めて、その必要性を否定するつもりは全くありませんが、内容について、あるいはその条例を作るにあたっての過程についてもですね、少し、丁寧

にやはり取り組む必要があるかなという思いは持っているところでございます。将来的には是非実現を目指して取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

そのとおりですよ、町長。条例を作ることだけを目的ではない。したがって、水、水という資産をね、展開していくこの町は、様々な意見があったけれども、風力発電、大規模な発電というものの町有地活用については、ノーを判断をしたわけでしょ。その大きな理由の一つとして、水源地がある地域であったと、たまたま町有地であったということが重なってきたわけですよ。この水の問題については様々、これは川、あるいは山、各家庭の問題の排水の問題、それから今度、産業関係から言えばですよ、工業用水の問題。あるいは、水による様々なエネルギーの問題、広範にわたるわけですよ、この水については。したがって水を資産としてですよ、展開するための一つの旗印を条例化していくということについてはこれ必然、当然ですよ、これ。その過程についてはね、いろいろ手法があると思いますけれども、一つ、近々にですね、その段取りを図ってほしいというふうに期待をして、指摘をさせていただいております。もう一つ、時間がありませんけれども、面白い町がですね、これはかなり全国的に注目されとる町の一つですが、北海道の東川町というのがありますね。町長、御存じだと思いますけれども、北海道の中央部にある、8400人ぐらいの人口の町ですね。これの町の旗印というのは、「美しい大地に美しく生きる。」これがテーマですよ。関連条例をもちろん作っておりますね、これは。写真と美観維持によるまちづくりを今しておられる。その議会の中では3月のゼロカーボンに取り組む過疎の町宣言というものを、議会は表明をしております。ゼロカーボンシティを宣言しとるということですよ、2050年問題。面白いのは、北海道で唯一、上水道のない町なんですよ、ここは。上水道がない、全戸地下水、井戸掘って、地下水を利用して。こういう面白い町、面白い言うたら、これ語弊がありますけれども、非常にユニークなですね。注目すべきはですよ、その水が大変また良い。大雪山の国立公園に入るとる町のように、非常に水がいいと。水の潤沢な地を好み、主に沢沿いに自生していく桂の木、これを町木に指定してですね、水を中心にまちづくりをしてる町が東川町、20年以上前から右肩上がり人口が増えとるんですね。しかも美観を含めた、美しいまちづくりをこれは実践をしておるということですよ。本日、時間ありませんが、本日身近なテーマ2題によってですね、一般質問を行って、橋本町長としてのまちづくりの理念を町民に伝える重要性を質したつもりです。はしもトークでは伝わりにくく不十分だという私は思いますね。先ほど、東川町を例示しましたけれども、本町において三つの視点が弱い。併せて指摘したいと思えます。一つはね、水道水源保護の視点、水を保護していく、これを中心に据えていくという視点が今まで弱かった。環境保護、保全、視点、これの視点ですね、美観を含んだ環境保護、保全の視点から、産業育成、おまんまの食いぶちをつくっていくという視点も弱い。三つ目、まちづくり基本指針の視点がない、弱い。これが弱いから、この三つが弱いためにですね、住民参画が促されにくく、結果的に、行政へのお任せ民主主義に陥ってですよ、住民との一体感は醸成されないまま、活力を失う悪循環へと推移してると、私はこう見ております今現在。車のアクセルを幾ら踏み込んでも、駆動軸に力が伝わらない、車が前に進まない状態。わかりやすく言えばですよ、そういう状態ではないかなと、いうふうに思いますね。新型コロナの影響下、その影響下にあつてですよ、また、地域のコミュニティーの衰退に拍車がかかっています。先行き不安の閉塞状態にあると思える本町。橋本町長、甦らせるための施策が一本必要でありますよね。その時期は、まさに今、今であることを強く進言をしたいと。町民が一枚岩となれる方向を、ま

ちづくりの基本条例に謳ってですよ。これを推進していきましょうじゃないかと皆さん一体となって、求心性を強めていくということですよ。今までいろいろありましたけれども、まだ出来ていません。これをやらねばならないのは町長、橋本町長あなたですよ。これを強く申し上げ、質問を終えることとします。以上です。

○中本正廣議長

以上で矢立議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

( 午後 4 時 2 5 分 散会 )